

奈良市公報

号外第7号

平成22年 3月19日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

規 則

- 職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………1
- 奈良市情報化推進委員会設置規則の一部を改正する規則……………3
- 奈良市地域ふれあい会館条例施行規則の一部を改正する規則……………3

告 示

- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出……………3
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………3
- 平成21年度市・県民税納税通知書の公示送達……………4
- 開発行為に関する工事の完了……………4
- 放置自転車等の保管（2件）……………4
- 都市公園の公園名及び位置の町名の変更……………5
- 都市公園の供用の開始……………5
- 奈良市観光センター及び奈良市猿沢観光案内所の休館……………5
- 奈良市近鉄奈良駅観光案内所の開所時間の変更……………5
- 梅の郷月ヶ瀬温泉の開場時間及び休場日の変更の一部改正……………5
- 都祁温泉フィットネスバードの開場時間の変更……………5
- 都市計画道路事業の事業計画の認可の告示……………6
- 都市計画道路事業の事業計画の認可に係る図書の写しの公衆縦覧……………6
- 市有財産の公売……………6
- 放置自転車等の保管……………8
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定……………8
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………8
- 開発行為に関する工事の完了……………9
- 奈良市転害門前観光駐車場の臨時開場……………9
- 奈良市月ヶ瀬観光会館の臨時開館……………9
- 平成22年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領……………10
- 平成22年度奈良市物品購入等指名競争入札参加資格審査申請要領……………12
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………14
- 住居番号の変更……………15
- 平成21年度軽自動車税納税通知書の公示送達……………15

監 査

- 包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知……………15

- 個別外部監査人の監査事務を補助する者の氏名等……………25
- 地方自治法第199条第7項の規定による監査の実施結果（2件）……………26
- 定期監査の実施結果……………37

公 営 企 業

- 奈良市水道局指定給水装置工事業者の指定……………38
- 平成22年度奈良市水道局建設工事等入札参加資格審査申請要領……………38
- 平成22年度奈良市水道局物品購入等指名競争入札参加資格審査申請要領……………41

規 則

職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第83号

職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和27年奈良市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この規則による改正後の職員等の旅費に関する条例施行規則別表第 2 の規定は、平成21年12月24日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
(平成21年12月24日揭示済)

奈良市情報化推進委員会設置規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成21年12月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第84号

奈良市情報化推進委員会設置規則の一部を改正する
規則

奈良市情報化推進委員会設置規則（平成14年奈良市規則
第76号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「委員長」の次に「、副委員長」を加え、
同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加え
る。

- 副委員長は、情報化推進アドバイザーをもって充てる。
第 4 条の見出しを「(委員長及び副委員長)」に改め、同
条に次の 1 項を加える。

- 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある
とき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

附 則

この規則は、平成22年 1 月 4 日から施行する。

(平成21年12月24日揭示済)

奈良市地域ふれあい会館条例施行規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

平成21年12月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第85号

奈良市地域ふれあい会館条例施行規則の一部を改正
する規則

奈良市地域ふれあい会館条例施行規則（平成 8 年奈良市
規則第18号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「(奈良市とみの里地域ふれあい会館に
あっては、市長。次条において同じ。)」を削る。

第 5 条第 1 項中「その旨を」の次に「指定管理者を通じ
て」を加え、同条第 2 項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正
後の奈良市地域ふれあい会館条例施行規則第 3 条第 2 項及
び第 5 条の規定は、平成21年 4 月 1 日から適用する。

(平成21年12月28日揭示済)

告 示

奈良市告示第679号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 4 項
の規定において準用する同法第50条の 2 の規定により指定
介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、
同法第55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成21年12月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成21年11月30日 平成21年11月30日
名称	主たる事務所の所在地		
ハートランドケアデイサー ビス紀寺	奈良県奈良市南紀寺町五丁 目53- 5		
財団法人信貴山病院	奈良県生駒郡三郷町勢野北 4 丁目13- 1		

(平成21年12月16日揭示済)

奈良市告示第680号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項
の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の 2 の規定により告
示します。

平成21年12月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		

財団法人信貴山病院ハートランドケアデイサービス紀寺	奈良県奈良市南紀寺町五丁目53-5	地域密着型 認知症対応型通所介護 地域密着型介護予防 認知症対応型通所介護	平成21年12月1日 平成21年12月1日
財団法人信貴山病院	奈良県生駒郡三郷町勢野北4丁目13-1		

(平成21年12月16日揭示済)

奈良市告示第681号

平成21年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成21年12月16日

奈良市長 仲川 元 庸

1 この通知書の発送年月日	平成21年6月12日
2 送達を受けるべき者	別紙のとおり

別紙省略

(平成21年12月16日揭示済)

奈良市告示第682号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成21年12月17日

奈良市長 仲川 元 庸

- 許可の年月日及び番号
平成21年5月20日 奈良市指令都整開 第09A-8号
平成21年7月13日 奈良市指令都整開 第09A-8-1号
- 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成21年12月17日 第1198号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市山陵町398番14
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市山陵町398番地の14
土橋 博司

(平成21年12月17日揭示済)

奈良市告示第683号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し

たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年12月17日

奈良市長 仲川 元 庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成21年12月16日
- 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話0742-34-1111代表
(平成21年12月17日揭示済)

奈良市告示第684号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年12月17日

奈良市長 仲川 元 庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成21年12月17日
- 移動対象区域

J R奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止
区域
以下省略

(平成21年12月17日揭示済)

奈良市告示第685号

次のとおり都市公園の公園名及び位置の町名を変更し、
平成21年12月18日から施行します。

平成21年12月18日

奈良市長 仲川 元庸

告示番号	名称		位置	
	変更前	変更後	変更前	変更後

名称	位置	区 域	供用開始日
白毫寺町街区公園	白毫寺町15番60	別紙図面のとおり(別紙図面は省略し、奈良市都市整備部都市計画室公園緑地課において一般の縦覧に供します。)	平成21年12月18日
山陵町第2号街区公園	山陵町1100番3		
押熊町第14号街区公園	押熊町679番44		
柏木町第1号街区公園	柏木町157番5		
敷島町街区公園	敷島町一丁目543番49		
三松二丁目第4号街区公園	三松二丁目207番22		

(平成21年12月18日揭示済)

奈良市告示第687号

奈良市観光センター条例(昭和59年奈良市条例第14号)第3条の4第2項及び奈良市観光案内所規則(平成21年奈良市規則第60号)第5条ただし書の規定により次のとおり休館します。

平成21年12月18日

奈良市長 仲川 元庸

施設名	休館日
奈良市観光センター	平成21年12月29日 ～平成22年1月3日
奈良市猿沢観光案内所	

(平成21年12月18日揭示済)

奈良市告示第688号

奈良市観光案内所規則(平成21年奈良市規則第60号)第6条第2項の規定により次のとおり臨時に開所時間を変更します。

平成21年12月18日

奈良市長 仲川 元庸

- 施設名
奈良市近鉄奈良駅観光案内所

昭和53年奈良市告示第281号	中山町西四丁目第1号緑地	中山町西三丁目第1号緑地	奈良市中山町西四丁目535-493	奈良市中山町西三丁目535-493
-----------------	--------------	--------------	-------------------	-------------------

(平成21年12月18日揭示済)

奈良市告示第686号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2及び都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第9条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成21年12月18日

奈良市長 仲川 元庸

- 臨時に開所時間を変更する日
平成22年1月1日～3月31日
- 臨時の開所時間
午前9時～午後9時

(平成21年12月18日揭示済)

奈良市告示第689号

梅の郷月ヶ瀬温泉の開場時間及び休場日の変更(平成21年奈良市告示第195号)の一部を次のように改正します。

平成21年12月18日

奈良市長 仲川 元庸

第3項中「8月14日を除く」を「8月14日及び1月1日を除く」に改め、同項に次のように加える。

1月1日 午前11時から午後8時30分までとする。ただし、入場は、午後8時までとする。

(平成21年12月18日揭示済)

奈良市告示第690号

奈良市温泉施設条例(平成17年奈良市条例第42号)第3条の3第2項の規定により次のとおり開場時間を変更します。

平成21年12月18日

奈良市長 仲川 元庸

- 施設名
都祁温泉フィットネスバード

- 2 開場時間を変更する日
平成22年1月1日から同月3日まで
- 3 変更後の開場時間
午前11時から午後7時まで
(ただし、入場は午後6時30分まで)
(平成21年12月18日揭示済)

奈良市告示第691号

平成21年12月15日付け奈良県告示第257号をもって大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)道路事業3・4・127号中登美ヶ丘鹿畑線の事業計画の認可の告示があったので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第66条の規定により次のとおり公告します。

平成21年12月21日

奈良市長 仲川元庸

- 1 都市計画事業の名称
大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)道路事業
3・4・127号 中登美ヶ丘鹿畑線
- 2 施行者の名称
奈良市
- 3 事務所の所在地
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市建設部道路室街路課
- 4 事業地の所在
(1) 収用の部分

1 公売物件

1号物件

所 在	地 番	地 目	公簿面積	実測面積	最低入札価格
奈良市西九条町二丁目	2-10	宅 地	210.47㎡	210.58㎡	12,277千円

2号物件

所 在	地 番	地 目	公簿面積	実測面積	最低入札価格
奈良市東之阪町	416-24	宅 地	306.27㎡	306.27㎡	9,127千円

3号物件

所 在	地 番	地 目	公簿面積	実測面積	最低入札価格
奈良市柏木町	519-28	溜 池	7,132㎡	7,132.48㎡	755,929千円
奈良市柏木町	519-29	堤 塘	426㎡	426.81㎡	

- 2 入札参加者に必要な資格
次のいずれかに該当する者は、入札に参加できません。
- (1) 次のいずれかに該当する者
- ア 成年被後見人
- イ この入札による不動産の取得に関し親権者又は後見人の同意を得ない未成年者
- ウ この入札による不動産の取得に関し保佐人の同意を得ない被保佐人
- エ 不動産の取得に関し同意権付与の審判を受けた被補助人で、この入札による不動産の取得に関し補助

- 奈良市二名町、押熊町地内
- (2) 使用の部分
奈良市押熊町地内
(平成21年12月21日揭示済)

奈良市告示第692号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定により大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)道路事業3・4・127号中登美ヶ丘鹿畑線の事業計画の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成21年12月21日

奈良市長 仲川元庸

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市建設部道路室街路課

(平成21年12月21日揭示済)

奈良市告示第693号

一般競争入札により次のとおり市有財産を公売するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成21年12月22日

奈良市長 仲川元庸

- 人の同意を得ないもの
- オ 破産者で復権を得ないもの
- (2) 市町村税完納者でない者
- (3) 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行

を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者

カ 競争入札において、落札し、契約の締結をしない者

キ 上記ア～カのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(4) 暴力団員による不平等な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員

(5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法に基づく更正手続開始の決定を受けた者であっても更正計画が認可された者については、更正手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても再生計画が認可された者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(8) 奈良市建設工事等入札参加者指名停止措置要領（平成14年11月1日制定）又は奈良市物品購入等の契約に係る指名停止措置要領（平成8年4月1日制定）に基づく指名停止を受けている者

(9) その他市長がこの入札に参加することを不適切と認める者

3 契約条項及び入札案内書等を示す日時及び場所

(1) 日時 平成22年1月12日（火）から平成22年1月25日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く）

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部管財課（北棟5階）

4 入札申込受付の日時及び申込方法

(1) 日時 平成22年1月12日（火）から平成22年1月29日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く）

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

郵送により申込みを行う場合は、平成22年1月29日（金）必着

(2) 申込方法 持参又は郵送（簡易書留又は配達記録郵便に限る）

持参の場合

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部管財課（北棟5階）

郵送の場合

【送り先】〒630-8580 奈良市役所内郵便局留

奈良市役所 総務部 管財課

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札の日時 平成22年2月16日（火）

（入札時間） 1号物件 午前9時00分から

2号物件 午前10時00分から

3号物件 午前11時00分から

(2) 開札の日時 入札締め切り後、直ちに開札

(3) 入札及び開札の場所 奈良市役所 北棟5階 第21会議室

6 入札保証金

入札に参加しようとする者は、物件ごとに入札金額の100分の5以上に相当する金額を、入札当日の受付時に銀行振出小切手（奈良手形交換所に加盟する金融機関が振り出す保証小切手で、発行日から14日以内のものに限る。）で納付してください。この入札保証金を返還する場合は利息を付しません。なお、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は本市に帰属します。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札

(3) 代理人による入札で委任状の提出がないもの

(4) 入札保証金を当日持参しない者による入札

(5) 入札保証金が不足する入札

(6) 入札書に入札金額、入札物件の表示又は記名押印を欠く入札

(7) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札

(8) 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をした場合におけるその全部の入札

(9) 入札に関し、連合等の不正行為をした者の入札

(10) 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札

(11) 入札金額を訂正した入札

(12) その他入札に関する条件に違反した入札

8 入札に関する注意事項

(1) 入札者は市有財産公売公告及び案内書を熟読のうえ入札してください。

(2) 入札時間に遅れた者は入札に参加できません。

(3) 入札会場への入場は入札者又はその代理人のみとします。

(4) 代理人が入札する場合は必ず入札前に委任状を提出してください。

(5) 入札書は所定の入札書により入札者又はその代理人

- 自ら入札箱に投函してください。
- (6) 入札締め切り後は入札することができません。
- (7) 提出した入札書はその理由にかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- (8) 災害その他やむを得ない理由があるときは入札の中止又は入札期日の延期をすることがあります。

9 条件

- (1) 物件は現状のままとします。
- (2) 取得した物件の利用に当たっては、環境基本法（平成5年法律第91号）第3条、第8条及び第9条を遵守してください。
- (3) 売買物件を次の用途に供さないでください。
ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗特殊営業その他これらに類する業の用
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する事務所
ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所
- (4) 土地利用等については、関係機関及び周辺自治会等と十分協議を行い、建築物を建築するときは、自然景観及び地域内景観の保持に配慮して下さい。

10 契約の締結

落札者は、落札者決定の通知を受けた日から7日以内に契約保証金（落札金額の100分の10以上）を納入し、契約書その他必要な書類を提出してください。

なお、落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当します。

11 その他

- (1) その他の詳細は、入札案内書によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
(連絡先) 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部管財課 電話 0742-34-4724
(平成21年12月22日掲示済)

奈良市告示第694号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年12月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成21年12月22日
- 3 移動対象区域
近鉄西大寺駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年12月22日掲示済)

奈良市告示第695号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成21年12月22日

奈良市長 仲川元庸

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
森下 真次	高の原中央病院	奈良市右京一丁目3番地の3	リハビリテーション科（そしゃく機能障害及び肢体不自由）	平成21年11月5日

(平成21年12月22日掲示済)

奈良市告示第696号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成21年12月24日から2週間、本市建設部下水道室下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成21年12月24日

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起点	終点
富雄元町第1幹線-9	奈良市富雄元町一丁目500-2	奈良市富雄元町一丁目501-4
西大寺南幹線-224	奈良市西大寺高塚町1695-60	奈良市西大寺高塚町1675-9

公共下水道管理者 奈良市
奈良市長 仲川元庸

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成22年1月7日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市富雄元町一丁目、西大寺高塚町、西大寺竜王町一丁目、三条本町、西木辻町、北京終町及び山町の各一部

西大寺南幹線-225	奈良市西大寺高塚町1695-11	奈良市西大寺高塚町1695-23
西大寺南幹線-226	奈良市西大寺高塚町1695-55	奈良市西大寺高塚町1695-70
西大寺南幹線-227	奈良市西大寺竜王町一丁目1605-1	奈良市西大寺竜王町一丁目1607-1
西大寺南幹線-228	奈良市西大寺竜王町一丁目1604-1	奈良市西大寺竜王町一丁目1604-1
西大寺南幹線-229	奈良市西大寺竜王町一丁目1607-14	奈良市西大寺竜王町一丁目1607-36
西大寺南幹線-230	奈良市西大寺竜王町一丁目1607-49	奈良市西大寺竜王町一丁目1607-42
大森幹線-60	奈良市三条本町1166	奈良市三条本町1166
大森幹線-61	奈良市西木辻町115-11	奈良市西木辻町119-1
大森幹線-62	奈良市西木辻町115-14	奈良市西木辻町119-1
紀寺幹線-36	奈良市北京終町57-2	奈良市北京終町57-2
帯解幹線-175	奈良市山町34-2	奈良市山町43
帯解幹線-176	奈良市山町31-2	奈良市山町56-4
帯解幹線-177	奈良市山町42-4	奈良市山町56-3
帯解幹線-178	奈良市山町115-10	奈良市山町54-1
帯解幹線-179	奈良市山町32-1	奈良市山町33-4

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成21年12月24日揭示済)

奈良市告示第697号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成21年12月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成21年10月20日 奈良市指令都整開 第09A-24号
平成21年12月11日 奈良市指令都整開 第09A-24-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成21年12月25日 第1199号
(2) 公共施設 平成21年12月25日 第534号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市中登美ヶ丘三丁目15番6の一部(第1工区)
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市中登美ヶ丘三丁目15番1号
学校法人 奈良学園 理事長 西川彰
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市中登美ヶ丘三丁目15番6の一部

(平成21年12月25日揭示済)

奈良市告示第698号

奈良市観光自動車駐車場条例(平成12年奈良市条例第17号)第3条の3第2項の規定により次のとおり臨時に開場します。

平成21年12月25日

奈良市長 仲川元庸

施設名	臨時に開場する日時
奈良市転害門前観光駐車場	平成21年12月31日午後8時 ～平成22年1月1日午前8時

(平成21年12月25日揭示済)

奈良市告示第699号

奈良市月ヶ瀬観光会館条例(平成17年奈良市条例第43号)第4条の3第2項の規定により次のとおり臨時に開館します。

平成21年12月25日

奈良市長 仲川元庸

施設名	臨時に開館する日
奈良市月ヶ瀬観光会館	平成22年2月18日(木)及び同月25日(木)並びに同年3月4日(木)、同月11日(木)、同月18日(木)及び同月25日(木)

(平成21年12月25日揭示済)

奈良市告示第700号

平成22年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領を次のように定める。

平成21年12月28日

奈良市長 仲川 元庸

平成22年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定により、平成22・23年度において、奈良市が発注する建設工事、測量および建設コンサルタント等の競争入札に参加する者に必要な資格および申請方法を定めたので、競争入札に参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書を提出してください。

市内業者（市内に建設業法等に基づく本店を有する者）および準市内業者（市内に建設業法等に基づく支店等を有する者）については、今回は基準年受付となり、平成22年度・平成23年度の2年間の有効期間となります。なお、市外業者（市内に建設業法等に基づく本店および支店等を有しない者）については、追加年受付となり、平成22年度のみ有効期間となります。対象は、新規に申請される方および平成21年2月に申請されなかった方です。

1 入札参加者の資格

- (1) 成年被後見人および被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成20・21年度分の市県民税（法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成21年度分が確定していない場合は、平成19・20年度分）および固定資産税に係る滞納がないこと。
- (3) 平成20・21年度分の国民健康保険料の滞納がないこと。
- (4) 平成21年度分（4月～9月分）の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。

2 受付期間

平成22年2月15日（月）から同月26日（金）まで（土・日曜日を除く）

※送付分については、平成22年2月1日（月）から受付します。

3 受付時間

午前9時30分～正午、午後1時～午後4時

4 受付場所

奈良市役所庁舎北棟4階 第18会議室
＜問い合わせ先＞奈良市 総務部 監理課
電話番号 0742-34-4743

5 申請方法

送付受付または持参としますが、準市内業者および市外業者は可能な限り送付申請してください。

（送付受付は2月26日までの消印・受付有効とします。後日、入札参加資格審査申請書の受領書を送付しますので、80円切手貼付の返信用封筒を同封してください。）

6 送付先

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 総務部 監理課 工事入札担当

7 登録有効期間

- (1) 市内業者・準市内業者 2年間（平成22・23年度）
- (2) 市外業者 1年間（平成22年度）

8 有資格者の決定

資格審査の結果、その内容が適正であると認められたものを有資格者と決定します。

9 その他留意事項

- (1) 申請書の添付書類が不足している場合および記載内容が確認できない場合には受付しません。十分精査のうえ、期日までに提出してください。
- (2) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日判明したときは、入札参加資格を取り消す場合があります。
- (3) 新規に申請された方は、原則として1年間は入札参加を留保いたします。
- (4) 関係書類提出後において、該当書類に変更が生じた場合はその都度、総務部監理課に変更届を提出してください。
- (5) 提出書類はひもとじ又はファイルとじにして提出してください。（各項目ごとにインデックスを貼付）
- (6) 提出書類以外に必要なに応じて審査に必要な書類を提出していただく場合があります。

10 提出書類

次の各業者区分に応じ、必要な書類を提出してください。

(1) 建設業者

建設業法第3条第1項の規定する建設業者で、かつ経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（平成20年10月1日から平成21年9月30日の間に審査基準日を有するもの）を受けている者

<市内業者>（市内に建設業法に基づく本店を有する者）

① 建設工事入札参加資格審査申請書（様式1）

*平成20年度より、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を受審した9業種（土木工、建築工、とび・土工、電気工、管工、舗装工、塗装工、防水工、造園工）は、最大3業種までの申請となっています。

② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（平成20年10月1日から平成21年9月30日の間に審査基準日を有するもの）

③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿および工事経歴書（写し）

④ 建設業許可通知書（写し）

⑤ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3か月以内のもの）

⑥ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）

⑦ 納税証明書（写し）

- ・法人 平成20・21年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成21年度分が確定していない場合は、平成19・20年度分）および固定資産税に係るもの
- ・個人 平成20・21年度分の市県民税および固定資産税に係るもの

- ⑧ 国民健康保険納付証明書（写し）（個人業者のみで平成20・21年度分に係るもの）
- ⑨ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（該当者のみで平成21年4月～9月分に係るもの）
- ⑩ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務づけられているとき）
- ⑪ 労働保険料納付済証明書（写し）（直近のもの）又は誓約書（様式6）
- ※ 官公需適格組合（事業協同組合の場合）については、上記のほか、官公需適格組合の証明を受けていることを明らかにする書面、組合員名簿（組合員の商号又は名称、住所、電話番号および組合における役職名が記載されているもの）および審査対象とする組合員の②に掲げる書面を提出してください。

<準市内業者>（市内に建設業法に基づく支店等を有する者）

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式2）
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（平成20年10月1日から平成21年9月30日の間に審査基準日を有するもの）
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）
- ④ 工事経歴書
- ⑤ 営業所一覧表
- ⑥ 建設業許可通知書及び建設業許可申請書別表（写し）
[役員名・営業所・当該支店又は営業所の有する許可業種を明らかにする部分]
- ⑦ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る）
- ⑧ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3か月以内のもの）
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
- ⑩ 納税証明書（写し）
 - ・法人 平成20・21年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成21年度分が確定していない場合は、平成19・20年度分）および固定資産税に係るもの
 - ・個人 平成20・21年度分の市県民税および固定資産税に係るもの
- ⑪ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（該当者のみで平成21年4月～9月分に係るもの）
- ⑫ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務づけられているとき）
- ⑬ 労働保険料納付済証明書（写し）（直近のもの）又は誓約書（様式6）

<市外業者>（市内に建設業法に基づく本店および支店等を有しない者）

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式2）
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（平成20年10月1日から平成21年9月30日の間に審査基準日を有するもの）
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）
- ④ 工事経歴書
- ⑤ 営業所一覧表
- ⑥ 建設業許可通知書及び建設業許可申請書別表（写し）[役員名・営業所・当該支店又は営業所の有する許可業種を明らかにする部分]
- ⑦ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る）
- ⑧ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3か月以内のもの）
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
- ⑩ 法人税（個人業者の場合は所得税）に係る納税証明書（写し）（e-tax電子納税証明書 可 FD又はCDで提出）
 - ・法人（その3）又は（その3の3）様式
 - ・個人（その3）又は（その3の2）様式
- ※ 税務署での納税証明申請手続きについては、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）で確認してください。

(2) 測量・建設コンサルタント等

- 1. 建設コンサルタント業者（建設コンサルタント登録規程による登録業者）
- 2. 測量業者（測量法による登録業者）
- 3. 建築設計業者（建築士法による登録業者）
- 4. 地質調査業者（地質調査業者登録規程による登録業者）
- 5. 補償コンサルタント業者（補償コンサルタント登録規程による登録業者）
- 6. その他（1～5以外で調査業務等について営業する者）

<市内業者・準市内業者・市外業者共通>

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式3-1・3-2）
- ② 業態調書（業態調書に記載のない業務については、余白に記入してください。）
- ③ 技術職員名簿
- ④ 営業に関し法律上必要とする登録の証明書（写し）
- ⑤ 財務諸表（直近1年度分）
なお、建設コンサルタント業者、地質調査業者および補償コンサルタント業者にあつては、現況報告書を必ず提出すること。

- ⑥ 営業所一覧表
- ⑦ 委任状(原本)(支店等に権限を委任する場合に限る)
- ⑧ 印鑑証明書(原本)(法人・個人とも発行日から3か月以内のもの)
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書(写し)(法人のみ)
- ⑩ 納税証明書(写し)
 - ・ 市内業者および準市内業者
法人 平成20・21年度分の法人市民税(ただし、入札参加資格審査申請時において平成21年度分が確定していない場合は、平成19・20年度分)および固定資産税に係るもの
 - 個人 平成20・21年度分の市県民税および固定資産税に係るもの
 - ・ 市外業者
法人税(個人業者の場合は所得税)に係る納税証明書(写し)(e-tax電子納税証明書 可 FD又はCDで提出)
法人 (その3)又は(その3の3)様式
個人 (その3)又は(その3の2)様式
- ⑪ 国民健康保険納付証明書(写し)(市内個人業者のみ・平成20・21年度分に係るもの)
- ⑫ 水道料金・下水道使用料納付証明書(写し)(該当者のみで平成21年4月～9月分に係るもの)(市内および準市内業者のみ)
- ⑬ 障害者雇用状況報告書(写し)(法律により提出が義務づけられているとき)(市内および準市内業者のみ)
- ⑭ 労働保険料納付済証明書(写し)(直近のもの)又は誓約書(様式6)(市内および準市内業者のみ)
- ※ 税務署での納税証明申請手続きについては、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

(3) 建設工事関係の物品供給業者

- ① 申請書(様式4(市内・準市内)・様式5(市外))
- ② 取扱品目一覧表
- ③ 年間平均取扱高・製造高(販売・納入先等実績)、経営規模(自己資本金、職員数、営業年数)等を示す書類
- ④ 印鑑証明書(原本)(法人・個人とも発行日から3か月以内のもの)
- ⑤ 商業登記履歴事項全部証明書(写し)(法人のみ)
- ⑥ 納税証明書(写し)
 - ・ 市内業者および準市内業者
法人 平成20・21年度分の法人市民税(ただし、入札参加資格審査申請時において平成21年度分が確定していない場合は、平成19・20年度分)および固定資産税に係るもの
 - 個人 平成20・21年度分の市民税および固定資産税に係るもの
 - ・ 市外業者

- 法人税(個人業者の場合は所得税)に係る納税証明書(写し)
法人 (その3)又は(その3の3)様式
個人 (その3)又は(その3の2)様式
- ⑦ 国民健康保険納付証明書(写し)(市内個人業者のみ・平成20・21年度分に係るもの)
- ⑧ 水道料金・下水道使用料納付証明書(写し)(該当者のみで平成21年4月～11月分に係るもの)(市内および準市内業者のみ)
- ⑨ 障害者雇用状況報告書(写し)(法律により提出が義務づけられているとき)(市内および準市内業者のみ)
- ⑩ 労働保険料納付済証明書(写し)(直近のもの)又は誓約書(様式6)(市内および準市内業者のみ)
- ※ 税務署での納税証明申請手続きについては、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

様式省略

(平成21年12月28日掲示済)

奈良市告示第701号

平成22年度奈良市物品購入等指名競争入札参加資格審査申請要領を次のように定める。

平成21年12月28日

奈良市長 仲川元庸

平成22年度奈良市物品購入等指名競争入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第2項の規定により、平成22年度において、奈良市が発注する物品の製造の請負、物件の買入れその他市長が定める契約等の指名競争入札に参加する者に必要な資格及び申請方法を定めたので、指名競争入札に参加しようとする方は、以下の要領により指名競争入札参加資格審査申請書(物品購入等)を提出してください。

- 1 指名競争入札(見積り)に参加する者に必要な資格
 - (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
 - (2) 平成20・21年度分の市・県民税(法人市民税)においては、入札参加資格審査申請時において平成21年度分が確定していない場合、平成19・20年度分)及び固定資産税に係る滞納がないこと。
 - (3) 平成20・21年度分の国民健康保険料の滞納がないこと。
 - (4) 法令等の規定により営業に関し免許、許可、登録、認可等を要する場合は、申請時において当該免許、許可、登録、認可等を受けていること。
 - (5) 申請者から提出された別表第1に掲げる提出書類の審査によりその内容が適正と認められること。
- 2 受付期間及び時間
 - (1) 受付期間
平成22年2月15日(月)～平成22年2月26日(金)

(日曜日及び土曜日を除く。)

(2) 受付時間
午前 9 時30分～正午、午後 1 時～午後 4 時

3 受付場所及び申請方法

(1) 受付場所
奈良市役所 北棟 5 階 監理課
<問い合わせ先>奈良市総務部監理課
TEL0742-34-4743

(2) 申請方法
送付または持参受付とします。
(市内業者の方は持参受付のみになります。また、市外業者は可能な限り送付申請してください。)
(送付受付は 2 月 1 日から 2 月26日までの消印、受付有効とします。)
(後日、入札参加資格審査申請書の受領書を送付しますので、連絡先・担当者名を明記し、80円切手貼付の返信用封筒を同封してください。)

4 郵送先
〒630-8580
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市役所 総務部監理課 物品入札担当

5 登録有効期間
1 年間 (平成22年 4 月 1 日～平成23年 3 月31日)

6 その他留意事項

(1) 新規に申請された方は、原則として 1 年間は指名を留保します。

(2) 入札参加資格申請書一式は、奈良市ホームページに掲載されます。又、ホームページをご覧になれない方については、総務部監理課窓口にあります (平成22年 1 月以降) が、送付でのお取り寄せはできません。

(3) 提出書類はクリアフォルダー (A 4 透明) に入れて提出してください。

(4) 継続の登録において会社名が変更 (合併等) の場合は、旧名称を記載してください。

別表第 1

提出書類

番号	書類の名称	法人	個人	記載要領及び書類の説明
1	指名競争入札参加資格審査申請書 (物品購入等) (様式第 1 号)	○	○	入札参加希望種目は別表第 2 の取扱種目一覧表より 1 種目を選択し記入してください。
2	指名競争入札参加資格審査申請調査 (様式第 2 号-1) (様式第 2 号-2)	○	○	
3	契約実績調書 (様式第 3 号)	○	○	過去 2 年間の官公庁及び民間での契約実績について、詳細に記入してください。
4	資格 (技術) 者等調書 (様式第 4 号-1) (様式第 4 号-2)	○	○	営業に関し免許、許可、登録、認可等を要する業者の方は、その免許等の写しを必ず添付してください。
	例一警備業法による認定・営業所設置届出・業務開始の届出、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事業の登録・院内清掃認定書等、消防設備士免状甲乙・点検資格者免状、電気工事士免状、毒物劇物一般販売登録票等の写しを必ず添付してください。			
5	使用印鑑届 (様式第 5 号)	○	○	奈良市との契約に際し、使用する印鑑を押印してください。
6	委任状 (様式第 6 号)	△		権限を代理人 (支店長・営業所長等) に委任する場合 (注) 委任事項を限定するときは委任事項の内容で委任しない事項を抹消し、訂正印を押してください。また、追加事項があれば加えてください。
7	指名競争入札参加資格審査申請書受領書 (様式第 7 号)	○	○	住所・商号又は名称・代表者氏名を記入してください。
8	印鑑証明書 (原本)	○	○	法人・・・法務局 個人・・・市町村
9	商業登記履歴事項全部証明書 (写し可)	○		法務局が証明するもの。

10	納税証明書(写し可) * 市内業者(本市に納税義務を有する者又は市外業者で市内に支店・営業所を有するものを含む) ・市・県民税 (法人市民税) (最近2箇年分) ・固定資産税 (最近2箇年分) * 市外業者(国税) 個人・・・所得税 (その3又はその3の2) 法人・・・法人税 (その3又はその3の3)	○	○	個人・法人 平成20・21年度分の市・県民税(法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成21年度分が確定していない場合は平成19・20年度分)及び固定資産税(市民税課で証明) (税務署で証明) e-tax 電子納税証明書 可 (FD若しくはCDで提出)
	納付証明書(写し可) * 本市の国民健康保険料を賦課された者 ・国民健康保険料 (最近2箇年分)		○	個人 平成20・21年度分の国民健康保険料(平成21年度分は、証明願申請日までに納期限の到来しているもの) (国保年金課で証明)

(注) ・○印は、各業者の方が必ず提出するもの。
 ・△印は、必要な業者の方のみが提出するもの。
 ・番号9・10の書類については、複写を認めます。

留意事項

- 申請書等の記載内容を確認できない場合、又は提出書類が不足している場合には受付できません。
- この登録制度について、審査後は業者名簿に登録されますが、直ちに発注があるという制度ではありません。なお新規に登録された方は、当初1年間は入札指名を留保します。
- 提出書類の内容と事実が相違していることが後日に判明したときは、入札参加資格を取り消すことがあります。
- 各証明書及び謄本は、発行日から3箇月以内のものを提出してください。
- 使用印鑑届は、実印でなくてもよいが、入札及び見積りの参加並びに契約の締結、代金の請求・受領等に使用することとなるので十分留意してください。
- 書類を訂正する場合がありますので、できれば実印又は使用印鑑を持参してください。
- 納税証明書の申請には、印鑑(法人の場合には法人印)、納税義務者以外の者が申請をする場合には、納税義務者からの委任状が必要です。なお、納付証明書(市内個人業者のみ)の申請についても同様の手続きが必要です。
- 提出していただいた指名競争入札参加資格審査申請書類は、奈良市情報公開条例に基づき、開示請求があった場合は、開示の対象となります。

別表第2及び様式第1号から第7号まで省略

(平成21年12月28日揭示済)

奈良市告示第702号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をいたしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。
 平成21年12月28日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
山本さちよ		あんま	平成21年12月10日
やすらぎの整骨院(佐藤 拓也、山本 さちよ)	奈良県奈良市小川町1		
北尾 久大		あんま	平成21年12月10日
なごみマッサーセンター(北尾 久大)	奈良県奈良市法蓮佐保山一丁目8-30		
佐藤 善洋		柔道整復	平成21年

スッキリ整骨院 (佐藤 善洋、 岡本 大、久富 庸平、嘉納 寛)	奈良県奈良市三 条町489-1		12月21日
岡本 大		柔道整復	平成21年 12月21日
スッキリ整骨院 (佐藤 善洋、 岡本 大、久富 庸平、嘉納 寛)	奈良県奈良市三 条町489-1		平成21年 12月21日
久富 庸平		柔道整復	平成21年 12月21日
スッキリ整骨院 (佐藤 善洋、 岡本 大、久富 庸平、嘉納 寛)	奈良県奈良市三 条町489-1		平成21年 12月21日
嘉納 寛		柔道整復	平成21年 12月21日
スッキリ整骨院 (佐藤 善洋、 岡本 大、久富 庸平、嘉納 寛)	奈良県奈良市三 条町489-1		平成21年 12月21日

(平成21年12月28日揭示済)

奈良市告示第703号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条第3項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第4項の規定により告示します。

平成21年12月28日

奈良市長 仲川 元庸

次のとおり省略

(平成21年12月28日揭示済)

奈良市告示第704号

平成21年度軽自動車税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成21年12月28日

奈良市長 仲川 元庸

1 この納税通知書の発送年月日	平成21年 5月11日
-----------------	-------------

2 この公示送達により変更する納期限	変更前	平成21年 6月1日
	変更後	平成22年 1月15日
3 送達を受けるべき者	別紙のとおり	

別紙省略

(平成21年12月28日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第23号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

平成21年12月17日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中和田 守
同 北 良 晃
同 山中 益 敏
奈公行第38号
平成21年11月26日

奈良市監査委員 吉田 肇 様
同 中和田 守 様
同 北 良 晃 様
同 山中 益 敏 様

奈良市長 仲川 元庸

包括外部監査の結果及び意見に対する措置状況について(通知)

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果及び意見に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成15年度包括外部監査「土地の取得および売却の処理手続ならびに保有土地の管理状況について」の結果に対する措置状況について

3 その他

(1) 奈良市土地開発基金保有地の所管換えについて(財政課)

【監査結果の要旨】

奈良市土地開発基金により取得された土地の内、南部土地改良事業および富雄北小学校用地は既に奈良市の事業の用に供している土地(供用済土地)となっている。奈良市土地開発基金の目的は土地の先行取得であり、供用する場合にはすみやかに担当部署へ所管換えを行う必要がある。

【措置の内容】

奈良市土地開発基金保有地については、担当部署へ所管換えを行い、平成19年度末をもって同基金を廃止

しました。

平成16年度包括外部監査「補助金等に関する事務執行状況について」の意見に対する措置状況について

2 国際交流協会補助金（観光交流課）

【意見の要旨】

奈良市国際交流協会の活動状況や多くの繰越残高、また、会費収入の見直しを図ることにより、総合的な観点から補助金を見直す必要がある。

【措置の内容】

奈良市国際交流協会に対する補助金は、平成15年度においては2,821千円（対支出比70.6%）でしたが、同協会の団体運営に対する補助を廃止し、事業に対する補助についても補助対象を精査した結果、平成20年度においては500千円（対支出比14.3%）となりました。

今後も引き続き、同協会が行う奈良市の海外友好・姉妹都市との交流事業の内容、これらの事業に対する補助の必要性等をその都度検討し、補助金交付の可否及び補助金額を決定していきます。

9 奈良市心身障がい者福祉作業所運営補助金（障がい福祉課）

【意見の要旨】

奈良市社会福祉協議会の運営する小規模福祉作業所については、会計上独立しておらず、他の事業等で共通する経費などは、按分による経費計上による決算をしている。

その経費の割り振り如何では、補助対象経費に影響がでて、補助金額が変わることが予想される。

補助金交付要綱の改正を行い、より具体的で特定のしやすい科目による補助対象経費を設定することで、補助金算定の基準の明確化を図ること。

【措置の内容】

奈良市社会福祉協議会が運営する福祉作業所は、平成17年4月から知的障害者通所授産施設「授産施設みどりの家」としてサービス移行を行いました。利用者の状況に応じた、より充実したサービスの提供が可能となり、会計上も独立採算制を導入して、現在に至っています。

その他の作業所については、平成23年度末までには障害者自立支援法に基づく法定施設として障害福祉サービス提供事業所又は地域活動支援センターへの移行を行なうため、平成23年度末には同要綱を廃止いたします。そのため要綱の改正は行なわず、それまでの間は、補助対象経費を明確にするよう指導、監督を十分に行なっていきます。

平成20年度包括外部監査「公営住宅の財務事務について」の結果に対する措置状況について

II. 公営住宅に関する収入支出について

4. 高額所得者等への対応について

- ① 地域改善向市営住宅については、明け渡し義務がある旨の通知が必要である（住宅課）

【監査結果の要旨】

平成19年度資料を閲覧したところ、地域改善向市営住宅については、高額所得者に対して、高額所得者に該当する旨の通知は行っているものの、明け渡し義務が生じている旨の通知がなされていなかった。条例に基づき期限を定めて、明け渡し請求を行う必要があった。

【措置の内容】

平成20年度より、地域改善向市営住宅の高額所得者についても、明け渡し義務のある旨の通知を発送しています。

- ② 期限を定めた明け渡し請求が必要である（住宅課）

【監査結果の要旨】

明け渡し義務がある旨を通知している高額所得者に対して、期限を定めた明け渡し請求がなされていなかった。条例通りに期限を定めた明け渡し請求を実施する必要がある。また、高額所得者に認定された者の明け渡し義務について、その後の状況変化による消滅を認めるか否かの検討が必要である。

なお、収入未申告者の中にも、収入超過者あるいは、高額所得者がいると推測されるので、その対応についても検討する必要がある。

【措置の内容】

期限を定めて明け渡し請求を実施することにつきましては、実施にあたり未申告世帯への対応も含め対応方法等検討中です。

5. 公営住宅の入居承継について

- ① 同居承認を得ていない者への入居承継の許可はすべきでない（住宅課）

【監査結果の要旨】

公営住宅の入居承継が認められるのは、許可を得て同居していた者あるいは出生により同居者異動届が提出されている者に対してのみである。

しかしながら、同居手続きがなされていない者（以下、「無届同居人」という。）に対して入居承継を認めている事例があった。住宅課の説明によると、同居の事実が客観的に確認できた事例に限り、例外として承認したケースもあるとのことであった。しかし、無届同居人は認められた同居人ではないので、無届同居人に入居承継を許可することは、条例に沿った処理ではない。

なお、市営住宅の家賃は入居者からの収入申告（同居している者も含む）に基づき家賃が算定されるため、無届同居人は家賃算定の面からも問題がある。しかしながら、改良住宅においては、家賃は定額であるため、入居者の把握がなおざりにされてきた経緯がある。改良住宅居住者の調査（「第2Ⅲ2. 住宅の種類と相違点」参照）結果に対して、当該条例の適用が著しく不条理な結論を導くのであれば、改良住宅条例の見直しの検討も視野に入れる必要がある。

【措置の内容】

基本的には、同居承認をしていない者への入居承認は認めません。ただし、現在実施している改良住宅等の実態調査終了後、未手続きな入居者が判明した場合、周知の徹底も含めて検討します。

② 適切でない申請書類の受領（住宅課）

【監査結果の要旨】

平成20年度資料を閲覧したところ、入居者（当該住宅の名義人、以下名義人という。）が失踪したため、同居者（公営住宅に入居している者のうち入居者以外の者）が承継するための申請にも関わらず入居者作成の申請書を受領しているケースや、名義人退去に伴い同居者が承継するための申請書に、同居者からの申請書を受領しているケースがあった。

入居承継の申請書は適切なものを受領する必要がある。

【措置の内容】

指摘後は、適切に申請書類を受領しています。

6. 敷金について

① 敷金の管理体制を強化すべきである（住宅課）

【監査結果の要旨】

住宅課で住宅敷金および駐車場敷金が歳入歳出外現金の金額より多い理由についてヒアリングしたが理由は不明との回答を得た。早急に住宅課で認識している敷金金額と歳入歳出外現金の敷金金額に不一致が生じている理由を調査すべきである。今後、住宅課で認識している敷金金額と歳入歳出外現金の敷金金額に不一致が生じないように、歳入歳出外現金の敷金金額と住宅課で認識している敷金金額の照合は担当者が変わっても必ず毎年実施され、さらに不一致の場合は原因調査する体制を整備する等、敷金管理体制を整備する必要がある。

【措置の内容】

入居者敷金納付書と入力データを都度確認できるようなチェック体制を検討しています。

また、不明分の分析を実施し原因究明に努力します。

7. 退去手続の適切性について

① 退去届は適切に入手保管すべきである（住宅課）

【監査結果の要旨】

市営住宅・改良住宅空家台帳には空家として記載されているが、退去届が提出されていないものが1件あった。

退去届は、退去日までに提出し検査を受けなければならない（条例第23条）、検査結果を事後的にも確認できるよう適切に保管しておかなければならない。

【措置の内容】

指摘後は、退去届をもれなく徴収し管理しています。

② 原状回復に係る費用請求を速やかに行うべきである（住宅課）

【監査結果の要旨】

退去の際は係の事務員が立会い、通常の使用を超えるような使用による損耗等は入居者が修繕完了させ、

家具及び家電も搬出してから退去を認めているとのことである。しかし、これらの手続は特に明文化されていない。いずれの原因により、どのような箇所を入居者が修繕したのかについて記録した資料がないため、住宅課の意思決定過程が事後的に確認できないのが現状である。本来は、入居前の住居の状態を示した以下のようなチェックリストを作成し、それを住宅課及び入居者双方で確認のうえ入居させ、退去時は当該チェックリストをもとに検査し、住宅課課長の承認を経るべきである。

【措置の内容】

退去時の確認マニュアルを作製して運用しても、請求額の見積もりをすぐ提示するのは困難と考えられるので方法等について検討します。

③ 滞納家賃の督促を実施すべきである（住宅課）

【監査結果の要旨】

退去日において滞納家賃の残額があり、かつ退去日に清算できない入居者は、返済計画を記載した誓約書を住宅課へ提出するが、納付期限到来後、なお入金されないものについては速やかに督促を行うことが必要である。

【措置の内容】

退去者への督促については平成21年5月より実施しています。また退去時に納付されず、分納誓約により納付することになっている者については、履行状況を随時確認する体制をつくります。

III. 公営住宅の建設に関する事務について

(1) 公有財産台帳について

① 土地について取得価額を適切に記載すべきである（管財課）

【監査結果の要旨】

公有財産規則第46条によると、公有財産台帳には金額を記録しなければならないが、土地につき価格欄がゼロであるものが散見された。

現在、金額がゼロになっているものについては過去に遡って支出額が判明するのであれば当該支出額を改めて登録し、それ以外は基準日を決め路線価により評価する等の代替手続を行う必要がある。

なお、最近取得した事例を見ると、地番別に金額が登録されており、今後も引き続き、複数の地番の土地をまとめて取得した際は、面積により金額を按分することにより、地番別に金額を記録すべきである。また、その後異動があった場合でも、金額は適切に引き継がなければならない。

【措置の内容】

指摘後は、次のとおり適切に取得価格を記載しています。

①複数筆の取得価格を一括で記した引継ぎに関しては、取得価格を面積按分し筆ごとに記載する。

②寄付による取得した土地については、取得時の固定資産評価額をもって記載する。

③土地開発公社が先行して取得した土地を市が買い戻した土地については、買戻し時の固定資産評価額をもって記載する。

なお、過去に取得し、記載のないものについては、今後記載していくよう検討します。

② 公有財産引継書に現場確認や引継の事実が完了した年月日を記載すべきである（管財課）

【監査結果の要旨】

閲覧した公有財産引継書は、「現場立会年月日」及び「引継書受領年月日」欄に日付の記入がなされていなかった。現場にて確認した事実や公有財産引継書の引継が完了した事実を事後的に確認できるようにするため、規則に定める様式に従い、事実が完了した年月日を記録すべきである。

【措置の内容】

一部書類に日付が記入されていないものがありましたが、以後は適切に処理を行っています。

③ 起案書には実際の決裁日を記入すべきである（住宅課）

【監査結果の要旨】

公有財産引継書は所管課で承認後、総務部長へ引き継がれる。しかし、閲覧した公有財産引継書に係る住宅課起案書類を閲覧したところ、住宅課で承認される前に総務部長への引継ぎが完了していた。本来は、意思決定の過程を明確に記録保存しておくため、決裁日は適切に記載すべきである。

【措置の内容】

一部書類に決裁日が誤って記入されていましたが、以後は適切に処理を行っています。

④ 除却手続は適時適切に実施すべきである（住宅課）

【監査結果の要旨】

行政財産を除却する場合は、「行政財産用途変更・用途廃止報告書」を総務部長へ提出し決裁を経たうえで、解体撤去工事を行うことになる。また、新地方公会計制度における資産は、年度末で市が保有するストックの状態を表すものでなければならず、年度末までに除却完了したならば資産に含まれるべきではない。

しかし、平成19年度の公営住宅建設事業費には解体撤去工事費用が計上されているが、平成19年度に除却申請書類は提出されていなかった。

【措置の内容】

除却手続きは団地単位で処理したために、一部に申請が遅れる結果となったものがありましたが、現在は解体毎に適時除却申請を行っています。

⑤ 建物につき登記を行うべきである（管財課）

【監査結果の要旨】

新たに固定資産を取得した場合、土地については住宅課にて登記完了後、公有財産引継書に登記簿謄本を添付して提出し、公有財産台帳への登録を行っているが、建物は登記を行っていない。建物についても法的に第三者に対抗するため、また、財務書類の資産性を

より確実にするため、登記を行うべきである。

【措置の内容】

建物の表示登記については、原則行いません。

表示登記を行うためには、登記用図面が必要となり土地家屋調査士に依頼しなければならない。市有の全ての建物を登記を行うには、膨大な労力及び経費が必要となる。

ただし、第三者に所有権を侵害される可能性のある借地上の建物等については、所管課と調整し表示登記を検討する。

IV. 公営住宅の維持管理について

2. 増改築等について

① 無届増改築物件につき適切に対処すべきである（住宅課）

【監査結果の要旨】

無届増改築が際限なく広がっているのは、従来より市として適切な措置をとってこなかったことが原因であると考えられる。従って、入居者への啓発を図り、定期的に監視する体制をつくる必要がある。それでもなお、増改築を行う入居者に対しては、条例に定められている市の権利義務を履行可能なものとするよう、具体的なルールを策定すべきである。つまり、いずれの場合にどのような措置をいつ実行するのか具体的な方針を市として正式に明文化しておき、それに従い住宅課は迅速な対処を行うべきである。

【措置の内容】

違法増改築等を未然に防げるような監視体制や措置を関係課と協議し、検討します。

3. 維持修繕の適切性について

① 畳取替え、流し台の改修及び室内壁補修は、入居者に費用負担させるべきである（住宅課）

【監査結果の要旨】

畳の取替え、流し台の改修及び室内壁補修は、条例第20条に照らすと「軽微な修繕に要する費用」または「構造上重要でない部分の修繕に要する費用」に該当するうえ、入居のしおりでも「入居者の負担で修繕または取替えるもの」と示しており、本来は入居者が費用負担すべきものである。しかし、当該費用を市が負担しているのは、同和対策特別措置法に基づいて、地域改善向市営住宅や改良住宅を対象とし、かつて奈良市として決裁した計画に基づいているためである。しかし、同和対策特別措置法及び関連法は平成14年3月末をもって失効している。

したがって、本来、奈良市はその時点で未完了の計画につき、平成15年度以降の修繕費用の負担の妥当性につき何らかの措置を講ずべきであったが、計画は存置されたままのため、それに基づき現在まで実行されるに至っている。今後、できるだけ速やかに計画を見直し、いずれの住宅についても当該費用は入居者に公平に負担させるよう検討すべきである。

【措置の内容】

畳取替えや室内壁補修は、修繕の対象外です。修繕は自己負担で入居者が行っています。

平成20年度包括外部監査「公営住宅の財務事務について」の意見に対する措置状況について

I. 奈良市の市営住宅事業の計画について

1. 奈良県住生活基本計画に沿った奈良市の計画を策定すべきである（住宅課）

【意見の要旨】

奈良市の住宅施策は、奈良市のみで策定し得るものではなく、奈良県の計画とも整合している必要がある。奈良県の公営住宅の計画体系が大きく変化したにもかかわらず、奈良市では奈良市住宅マスタープランの見直しがなされていない。県と市がそれぞれの公営住宅建設戸数や建設場所を調整しなければ、住民ニーズに沿った有効的・効率的な住宅施策は困難であると考えられる。そのため、奈良市と奈良県が同じ目的で施策を実施するのであれば、その役割分担を明確にした上で、連携することが望ましいと考える。

【措置の内容】

全国住生活基本計画が平成23年3月に見直し予定であり、それにあわせて奈良県住生活基本計画も見直し予定であることから、奈良市では奈良県住生活基本計画策定後、平成23年度より奈良市住生活基本計画の策定を検討します。

2. 住宅施策は、公営住宅を保有せずにも実施することも検討すべきである（住宅課）

【意見の要旨】

奈良市には住宅ストックが十分にあるため、新規に公営住宅を建設する必要はないと考えられる。また、現在使用している公営住宅は適切に維持管理して使用しなければならないが、将来的には、公営住宅を奈良市が保有しなくても、民間住宅に居住している低額所得者に奈良市が家賃補助を行うことに転換することで、住宅施策の目的は十分達成することが可能であると考えられる。

【措置の内容】

家賃補助制度は財源の確保など課題も多いため、今後策定を予定している奈良市住生活基本計画の中で検討します。

3. 中長期の修繕計画を策定し、予算を確保すべきである（住宅課）

【意見の要旨】

奈良市の公営住宅では、屋上防水・高架水槽・揚水ポンプの修繕計画はあるが、財政的制約から計画通りには進んでおらず、修繕は壊れてしまってから実施し、中長期的な視点でのメンテナンスができていない状態に陥っている。

現在の奈良市の財政状況や経済状況に鑑みるならば、現存の建物は、可能な限り長期間使用する考え方に立ち、中長期的な視点に立った修繕に関する予算を確保すべきである。

【措置の内容】

ストックの計画的な維持保全の推進として、国で定められた内容（長寿命化）の計画策定を早期に行うことで補助金措置があることから、奈良市としては平成21年度中に策定します。

4. 改良住宅は譲渡を検討すべきである（住宅課）

【意見の要旨】

将来の奈良市の負担を少しでも軽くするために、譲渡が可能な改良住宅は、将来、その居住者に有償譲渡することを検討すべきであると考えられる。現状の奈良市財政の逼迫度に鑑みれば、将来、現存建物の建替時には売却が可能となるような建設方法、補助金返還の問題、居住者の配置、コミュニティ形成等を検討することは非常に有用であると考えられる。

【措置の内容】

譲渡は、国の定める改良住宅等管理要領の要件によると入居者（団地を形成している場合は原則として全戸の入居者）が譲渡を希望し、譲渡の対価の支払能力があるなどの要件がありますが、現在建設されている改良住宅は2戸1棟の連棟建物で個別に分割できない構造となっており、多くの課題や問題点があります。譲渡については、地域改善向住宅譲渡促進全国協議会や奈良県地域住宅協議会の譲渡作業部会などに参加し、研究・検討をします。

II. 公営住宅に関する収入支出について

1. 募集住宅の市議への通知について

- ① 入居者募集情報を告示の前日に議員に対して通知すべきでない。（住宅課）

【意見の要旨】

入居者の決定は申し込み順でなく公開抽選により決定するため、仮に対象住宅に対する情報を1日程度早期に入手しても、さほど影響はないと想像されるが、公平性等からは一般市民より先に市議に通知することは好ましくない。

【措置の内容】

監査での指摘以来、議員への通知は開始日以降に配布しています。

2. 住宅使用料（家賃）の決定について

- ① 収入申告の無申告者が減少するように指導を徹底すべきである（住宅課）

【意見の要旨】

収入申告は、市営住宅政策の基礎であり、入居者の義務でもある。適切な収入申告がなされるように指導を徹底されたい。

【措置の内容】

収入申告の未提出者に対しては文書で、当該年度の開始までの間、3回程度提出を指導しています。平成21年9月からは、さらに電話や自宅訪問等による指導も行っています。

3. 住宅使用料（家賃）の徴収について

- ① 収納率が著しく低いので、回収改善への取組みが求

められる。(住宅課)

【意見の要旨】

公営住宅は、収入に応じた家賃あるいは低廉な定額家賃であり、さらには収入が著しく低額である場合には、家賃の減免制度も用意されていることを鑑みれば、制度上は100%の収納率が可能である。

【措置の内容】

滞納家賃の回収を専門的に扱うグループの設置等組織の強化を図るとともに、未回収家賃の内容を精査し処理方法を決め対処していきます。

- ② 滞納家賃の分析等が可能となるように配慮してデータ管理を行うべきである(住宅課)

【意見の要旨】

家賃の収納状態は住宅管理システムにより記録されるが、入居者の異動状況が直近分のみしか記録されず、それ以前のデータは消失してしまうなど、住戸あたりのデータ量(情報量)が十分ではない。また、収納状況データは常に更新され、上書きされるため、過去の任意の時点での収納状況を系統的に呼び出すことが不可能であり、データの外部保存もできず、書面出力(印刷)しかできない。

したがって、住宅管理システムを改良するなどして、滞納家賃の分析等が可能となるように考慮してデータ管理を行うべきである。

【措置の内容】

現在使用している住宅管理システムでは家賃滞納についての細かな分析が困難です。従いまして、個人毎に滞納月数、滞納金額、分納の有無や所得状況をデータ管理し、滞納状況等の分析を行っています。

- ③ 多額な家賃滞納者に対しては明渡し請求をするべきである(住宅課)

【意見の要旨】

家賃を3カ月以上滞納した時は、市長は入居者に対して公営住宅の明渡し請求をすることができるとされているが、市では平成11年以降、明け渡し請求(訴訟)及びそれに伴う強制執行手続きを実施していない。

近年市の財政事情により公営住宅の新規建設が行われていないこと、また他にも低廉な住宅を必要としている者がいることを勘案すれば、多額な家賃滞納者に対して、早急に明け渡し請求を行うべきと考える。

【措置の内容】

多額滞納者に対しての明渡し請求の実施について検討しています。

- ④ 退去者にかかる滞納家賃についての取扱い方針を決定すべきである(住宅課)

【意見の要旨】

現在市では、退去者に対する滞納家賃の請求は行っておらず、また転居先の把握等もほとんどできていない状態であり、改善が求められる。今後の必要な調査及び回収に係る事務コスト並びに回収の可能性その他の事情を勘案して、これまでの退去者に対する滞納家

賃の取扱い方針並びに今後の退去者に対する対応方法を決定する必要がある。

【措置の内容】

死亡等の理由による退去以外は、立ち会い時点で分納誓約書を取って支払いを誓約させているが、履行状態を十分に確認していく体制づくりをしなければならず、取り扱い方針の策定についても検討します。

- ⑤ 生活保護受給後に滞納している者にも明渡し請求をするべきである(住宅課)

【意見の要旨】

公営住宅に住む生活保護受給者には、原則として公営住宅家賃相当額を支給されているにもかかわらず、生活保護受給後に家賃滞納が生じるということは、家賃として給付した資金が他に流用されていることになり、個別の事情はあるにせよ、税金から給付された資金を目的外に使用していることにほかならない。

保護課との連携のもと、「代理納付」(いわゆる天引き)をもっと推進していくべきである。それにも応じず、生活保護受給後に家賃を3カ月以上滞納した者には、公営住宅の明渡しを請求するべきであると考えます。

【措置の内容】

生活保護で家賃扶助を受給中に家賃を3ヶ月以上滞納している入居者に入居承認の取り消し予告通知書を送付し特別催告を行い、「代理納付」を承諾するように指導します。

- ⑥ 連帯保証人には滞納の初期段階で状況を連絡すべきである(住宅課)

【意見の要旨】

連帯保証人とは、入居者が家賃を支払えなくなった場合に、入居者の代わりに家賃を支払う義務のある者であると同時に、実務的には入居者に家賃を滞納しないように指導する立場にある者でもある。このように重要な立場にある連帯保証人には、滞納の初期段階で連絡すべきである。

そのため、連帯保証人に対して、入居者が家賃滞納をした際に、具体的にどの時点で家賃滞納がある旨の連絡をするのか、どの時点で連帯保証人として滞納家賃を請求するのか等のルール作り並びにルールの順守が必要であると考えます。また、現在は滞納がない者の連帯保証人についても定期的に連絡がとれるか確認をしておくことが望ましい。

【措置の内容】

システムを改修し、現年度の家賃を3ヶ月以上滞納している者を対象に自動的に連帯保証人に対して通知するようにします。

改修が終了するまでは、納付状況を随時チェックして滞っているものについては債務者への通知にあわせて保証人にも通知します。

- ⑦ 滞納家賃分納誓約書締結後は計画通り支払われているかを管理するべきである(住宅課)

【意見の要旨】

分納誓約書は、家賃を支払う旨の誓約書であるが、当該誓約書締結後に約束通りに支払がなされているかを、裁判所での訴訟結果として作成されたものを除き、住宅課として確認する仕組みがなく、作成状況及び履行状況を定期的に確認できていない。分納誓約締結後は、条件通りの支払いがなされているかを適切に管理していく必要があると考える。そして、分納誓約通りの支払いがなされない者に対しては、明け渡し請求を実施するべきと考える。

【措置の内容】

指摘後は滞納者一覧表から口座振替・納付書・集金等の分類等の情報も含め毎月の収納状況について確認しています。

それに基づき滞っているものについての処理を検討します。

- ⑧ 滞納整理個票の組織だった活用方法を推進するべきである（住宅課）

【意見の要旨】

家賃の収納状況については、住戸毎に住宅管理システムに整理されているが、当該システムでは、家賃滞納者への交渉過程、記録等が残せないため、別に手書きで滞納整理個票を作成している。しかし、これらは住宅課の職員が滞納者と交渉した結果を記載するレベルに留まっており、十分な活用ができていないと言いがたい。交渉過程・記録を共有できる形で残していることは評価できるが、例えば、定期的に上席者が閲覧し、重点的に指導する団地を選定するなど、管理記録を組織としてどのように利用していくのかを検討する必要がある。

【措置の内容】

監査後は個票とは別に課として年度末時点の滞納者全部について、団地別に滞納月数、金額を管理する他に、退去（死亡・転居等）の有無、分納誓約の有無及び集金の有無、さらには生活保護の受給状況及び代理納付の有無等を管理しています。このデータを参考に修繕の可否や、工事に活用しています。

- ⑨ 是正すべき個別事例があるので早期に対応すべきである（住宅課）

【意見の要旨】

滞納整理個票を閲覧したところ、特筆すべき事例として、次のようなものがあつた。滞納整理個票に記載しているものであり、住宅課としても当然問題であると認識しているが、まだ解決に至っていない。早期には是正されるように努められたい。

ケースAN：平成12年に死亡しており、他に同居人もいない。住宅課では当該事実を平成13年に住民票から確認しているが、平成20年12月現在、遺族等から住宅の返還を受けておらず、現在も滞納家賃の増加が続いている。

ケースAO：平成14年度から無申告につき、近傍同種の家賃で滞納額が増加している。平成19年12月に他部

署も滞納市税に関して訪問しており、また、住宅課でも訪問した記録があるも、いずれも面談できていない。住宅課に連絡するように書面を投函しているが、その後の記録なし。60代後半の夫婦での入居であるが、生活状況が不明である。

ケースAP：平成8年に他市へ転出しており、住宅課では当該事実を確認している（確認した時期は不明）が、本人から住宅返還を受けておらず、平成20年12月現在も滞納家賃の増加が続いている。

ケースAY：単身で入居していたが、平成12年から施設に入居している。住宅課では当該事実を平成18年に住民票調査により確認しているが、平成20年12月現在、住宅の返還をうけておらず、滞納家賃の増加が続いている。

【措置の内容】

個別に問題解決を図り、是正できるものから処理しています。

5. 公営住宅の入居承継について

- ① 承継できる者の範囲の見直しについて（住宅課）

【意見の要旨】

申請資料を閲覧したところ、承継者が承継申請するにあたり、同居開始から承継申請までの期間が短いものがあつた。同居期間が短い事例は、名義人が死亡あるいは退去のために、これまで同居していた者が公営住宅を承継するのではなく、承継するために同居を開始した可能性が否定できない。そうだとすれば、名義人の親族の中での親から子、あるいは孫へ、公営住宅が代々引き継がれていることになり、公営住宅を必要とするが、入居できない者がいる現状では不公平と言わざるを得ない。

また、申請書を閲覧していると、承継者が「姉の夫」や「兄の子の夫」など名義人との関係が一般的には同居するには希薄であると思われるものがあつた。住宅課の説明によると、同居は条例第22条により、「親族」に限り認めており、そのため承継についても、親族に限られるとのことである。また、親族については、特に規定を置いていないため、民法に従い配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族としているとのことであつた。しかしながら、個別事情を斟酌し、例外として容認したケースもあるとのことであつた。以上のような不合理をなくすためにも、原則として、承継は現に同居している配偶者等に限定すべきであると考えられる。

【措置の内容】

承継できる範囲について他都市の状況等を調査し、見直しも含め検討します。

6. 敷金について

- ① 家賃の増減にあわせて、敷金を徴収・返還することが望ましい（住宅課）

【意見の要旨】

条例では「入居時の家賃の3月分に相当する額」と

定めているため、家賃の増減にあわせ、徴収・返還することは現段階ではできないが、公営住宅法ではこのような定めはない。したがって、条例を見直すとともに家賃の増減にあわせ敷金を追加徴収または返還する制度の検討が必要である。

【措置の内容】

家賃の増減にあわせて、敷金を徴収・返還することは、奈良市と同様に奈良県及び近隣の市においても実施されておられません。これは、家賃がほぼ毎年改定されることから、煩雑な事務に相当な労力とコストがかかることになるためです。従いまして、奈良市としては、家賃の増減にあわせて、敷金を徴収・返還することを行いませんが、退去時に未納家賃を敷金で賄うような事態とならぬように家賃の滞納対策に取り組んでまいります。

- ② 地域改善向市営住宅入居者から敷金を徴収すべきである（住宅課）

【意見の要旨】

地域改善向市営住宅入居者からは敷金を徴収していない。公営住宅法第12条1項では「入居決定者は、前条の規定により指定された日（以下「指定入居日」という。）までに敷金を納付しなければならない。」と定められているため、今後は地域改善向の市営住宅入居者からも敷金を徴収すべきである。

【措置の内容】

平成21年度からの入居者につきましてはすべて徴収しています。

- ③ 改良住宅入居者から敷金を徴収することが望ましい（住宅課）

【意見の要旨】

現在奈良市は改良住宅入居者からは敷金を徴収していない。奈良市改良住宅条例第5条では条例第12条（敷金）について改良住宅に入居させるべき者に準用しないと定めがあるため、条例に反していない。しかし、賃料その他賃貸借契約上の債務を担保するという敷金の性質に鑑みれば今後は、改良住宅入居者からも敷金を徴収することが望ましい。

【措置の内容】

今後、改良住宅の公募が再開されれば敷金の徴収や条例改正を検討します。

- ④ 敷金の減免基準を作成することが望ましい（住宅課）

【意見の要旨】

条例第12条第5号では「市長は、災害により著しい損害を受けたことその他特別な事情がある場合において必要があると認める者に対して、敷金の徴収を猶予し、又はその額を減免することができる。」と定めている。

現在市営住宅では減免は行っていないが、今後減免を行うことがある場合は、「その他特別な事情がある場合」とはどのような場合かを減免基準として定めなければ、裁量で減免をすることになり恣意性が介入す

ると思われる。

したがって敷金の減免基準を定め、減免処理過程を文書で残すことが望ましい。

【措置の内容】

敷金の減免基準について、できるだけ早期に策定するよう検討しています。

- ⑤ 歳入歳出外現金を決算書で開示することが望ましい（住宅課）

【意見の要旨】

敷金は歳入歳出外現金として定期預金で運用されている。歳入歳出外現金は決算書で開示されていないが、敷金は市民からの預かり金であるため、決算書の参考情報として開示することが望ましい。

【措置の内容】

敷金の管理の適正化を図り、運用状況など敷金を報告できるよう検討します。

- ⑥ 退去時に敷金から差し引かれる費用を具体的に定め、公表することが望ましい（住宅課）

【意見の要旨】

入居のしおりにて「未納家賃等があるときは、それらの必要額を差し引きます」と明記されているが、具体的にどのような費用が敷金から引かれるか明記されていない。退去時における現状回復をめぐるトラブルの未然防止のため、入居のしおり等に当該負担が生じる旨及びどのような場合負担が生じるのか基準を設け、入居者に公表することが望ましい。

【措置の内容】

「入居のしおり」等を再度調整し、周知徹底を図ります。

8. 家賃訴訟について

- ① 家賃訴訟分の債権管理は適切に行われているものの、分納金額の増額を交渉すべきである（住宅課）

【意見の要旨】

分納金額の多くは月5,000円となっており、全額回収するのに平均でも40年程度かかることになる。債務者の年齢や資力にも依るが、原則として60歳までに回収する等の方針を出し、分納金額の増加を粘り強く交渉すべきである。

【措置の内容】

生活保護受給者や年金生活者などの収入の少ない者から回収できる額は限られており、無理な回収は最低生活を脅かすことにもなり分納誓約者個々の状況を調査し、可能者については増額についての交渉を実施します。

9. 市全体の今後の対応について

- ① ロードマップを作成すべきである（住宅課）

【意見の要旨】

今後の公営住宅の管理業務の立て直しには、住宅課を中心としながらも、住宅課のみで対応できるものではないため、各部署から人員・ノウハウを総動員する必要がある。

また管理業務の立て直しは、少なくとも2、3年の期間が必要となると思われるので、実施すべき工程表(ロードマップ)を作成すべきである。

【措置の内容】

公営住宅の管理業務には行政組織の強化、人員の充足が必要ですが他の関係部署とも連携をしていくことも検討しています。併せて、業務の建て直しのための工程表の作成についても他の専門的意見も取り入れて策定していきます。

② 担当グループ分けが必要(住宅課)

【意見の要旨】

現状では、滞納していない入居者に対する通常の家賃管理業務と家賃滞納者の滞納家賃管理業務を同一グループで担当することは不可能と考える。まずは滞納していない入居者を担当するグループと滞納者の管理業務に専念するグループに分けることを提案する。

【措置の内容】

住宅課だけの取り組みではなく、行政組織の強化・再編を含め市全体の問題として対応を検討が必要なため、職員の増員要望を行っています。

③ 滞納していない入居者を担当するグループ(住宅課)

【意見の要旨】

即座に滞納を認識して、滞納者に連絡する仕組みを整える必要がある。そして、滞納家賃が2カ月、3カ月と積み重なった場合にはどの時点で、どのような指導を行うべきか、連帯保証人への連絡並びに明渡し請求及び訴訟を含めて、あるべき家賃管理マニュアルを整える必要がある。

【措置の内容】

住宅課だけの取り組みではなく、行政組織の強化・再編を含め市全体の問題として対応を検討が必要なため、職員の増員要望を行っています。

④ 家賃滞納者の管理業務に専念するグループ(住宅課)

【意見の要旨】

(a) 退去者滞納家賃について

退去者滞納家賃については、これまでの回収実績、退去者の状況、退去者の連帯保証人の状況等の情報を収集し、退去者毎に滞納家賃の回収の可能性を検討する必要がある。死亡や居所不明等により回収ができないあるいは回収の可能性が低いと判断したものについては、不納欠損処分を行うべきである。同時に今後発生する退去者滞納家賃に対して、適切な回収マニュアルと、適切に回収業務を実施してもなお未回収の際に不納欠損処分するためのマニュアル整備も必要である。

(b) 生活保護受給前の滞納者に対して

生活保護受給後に新規に家賃を3カ月以上滞納している者については、即座に明渡し請求を実施するべきである。

(c) 多額な家賃滞納者に対して

多額な家賃滞納者に対しては、明渡し請求を行う必要がある。どの程度多額の家賃滞納者を明渡し請求の

対象者とするのかを決定することから始め、滞納家賃の管理体制が変更したこと及び住宅明渡し請求を行う準備があることを滞納者に通知する。そして、一定の猶予期間を設けてそれまでに滞納家賃が完納できない者に対して実際に明渡し請求を行うことになる。

(d) その他の家賃滞納者に対して

現在は、家賃滞納者に対して十分な指導が行えていないケースが多々あるので、まずは家賃滞納者の実態を正確に把握することに努める必要がある。

【措置の内容】

住宅課だけの取り組みではなく、行政組織の強化・再編を含め市全体の問題として対応を検討が必要なため、職員の増員要望を行っています。

III. 公営住宅の建設に関する事務について

(1) 公有財産台帳について

① 建物につき固定資産区分に応じて金額按分し耐用年数を適用すべきである(管財課)

【意見の要旨】

耐用年数は、公有財産台帳システムに減価償却資産の耐用年数省令に基づき登録されているため、それから選択適用している。しかし、台帳を閲覧したところ、住宅を1棟建設した場合、引継書には一律「建物」と記載するため耐用年数は47年が適用されるが、例えばエレベーターが含まれている場合は当該部分は建物附属設備として17年が適用されるべきである。

【措置の内容】

将来、新地方公会計制度を導入する際、公有財産台帳の固定資産台帳システム化に伴い実施を検討する。(建物、建物附属設備、構築物、機械装置等に分類し、工事設計書等を基に契約額を各勘定科目へ按分したうえで、耐用年数を適用する。)

② 同一種類の固定資産は同一の耐用年数を適用すべきである(管財課)

【意見の要旨】

集会所は住宅とみるか事務所とみるかで耐用年数が異なり、いずれを選択するか取得物件(担当者)によりまちまちとなっている。本来、同一種類の固定資産は同一の耐用年数を適用すべきである。

【措置の内容】

将来、新地方公会計制度を導入する際、公有財産台帳の固定資産台帳システム化に伴い実施を検討する。

(2) 移転補償費の金額を見直すべきである(住宅課)

【意見の要旨】

公営住宅法によれば建替え等の場合は、通常必要な移転料を市が支払う必要がある。しかし、奈良県内の自治体における移転補償費と比較すると、奈良市は高い水準となっている。

今後、改めて移転補償費の算定過程を見直し、金額を改定する必要があるならば、できるだけ速やかに改定を行うことが望ましい。また、移転補償費の算定に際しては市民にとって公平であることを考慮したうえ

で、庁内の適切な決裁を経て、要領等に明文化しななければならない。

【措置の内容】

今後新たな事業において検討します。

(3) 入札制度について

- ① 制限付一般競争入札の資格要件を弾力的にすべきである（監理課）

【意見の要旨】

業種によって一定以上の入札参加者が確保できないことから指名競争入札に抛らざるを得ない状況にある要因として、制限付一般競争入札参加資格要件の一つに奈良市内に本店を有していなければならないことが挙げられる。

したがって、制限付一般競争入札への参加資格を一律に奈良市内に本店を有する業者とすると定めるのではなく、業種によっては奈良市内以外も認められるようにして弾力的に対応することができるよう、要領を改訂することが望ましい。

【措置の内容】

工事にかかる委託（測量・建築設計・コンサル等）は、既に市内本店の枠を越えて指名競争入札を実施している。今後、制限付一般競争入札の業種拡大を図るための検討を行う必要がある。

- ② 契約手続を効果的かつ効率的に行う方法にすべきである（監理課）

【意見の要旨】

奈良市では、契約書の作成等の契約事務手続は全て各所管課で行うことで完結しているが、所管課が不正な契約を締結し、市が把握できない簿外債務が発生するリスクが生じる。当該リスクをより小さくするには、契約書作成担当課を設けたり、契約書を作成した課とは別の課（例えば、入札を実施するものについては監理課など）が再度チェックし、市が負担する債務を網羅的に把握するなどの体制にすべきである。

【措置の内容】

契約全般を総括するには、関係部署と調整した上で機構改革等の検討が必要である。

- (4) 庁内文書に公印を用いる範囲を再検討すべきである（文書法制課）

【意見の要旨】

公有財産規則にある総務部長への報告書様式はすべて公印を用いている。また、市内部間での取引に関して契約書を作成し、公印を押印しているが、その必要性はないと考えられる。

なお、上記は公有財産規則のみの事例であり、他の規則についても公印が不要な手続を明らかにし、庁内文書において公印を用いる範囲を全庁的に再検討することが必要である。

【措置の内容】

現在、実態調査の準備中である。同調査の結果に基づいて公印押印の範囲について再検討し、平成21年度

中に結論を得て、関係規則等に所要の改正措置を講じ、平成22年度から実施する予定である。

IV. 公営住宅の維持管理について

1. 空家対策について

- ① 長期空家について

- (ア) 退去住宅の鍵を交換する時期を変更すべきである（住宅課）

【意見の要旨】

退去住宅の鍵は再募集の際に交換することが原則となっているが、退去後は直ちに鍵を交換することにより退去者が使用することができないようにすべきである。

【措置の内容】

(ア) 退去住宅の鍵の交換については、現在退去者が使用できないように立会後すぐに交換しています。

- (イ) 緊急用住宅は固定化すべきでない（住宅課）

【意見の要旨】

市民全体の緊急事態に迅速に対応するためのストックを確保しておくことは合理的であるが、緊急用住宅をいずれにするかは柔軟に見直しつつ公営住宅の一定割合のストックを確保する方法にすべきである。

【措置の内容】

(イ) 指摘のあったとおり固定化せずに順次活用するよう検討します。

- ② 人権施策課の未引継住宅につき速やかに入居者募集を行うべきである（人権施策課）

【意見の要旨】

改良住宅は、かつて同和対策特別措置法の施行に基づき、対象の土地所有者から土地を買取って更地にし、住宅を建設して元の土地所有者に貸与していた。しかし、本来は元の土地所有者が入居するところ、元所有者が入居する前に高齢により死亡したため、住宅が竣工したものの誰も入居することなく現在に至っている空家がある。

新築物件が未使用で約10年を経ていることは、有効な財源活用を行えていないと判断する。さらに、未入居の状態が続けば住宅の劣化は早まってしまう。今後、速やかに入居者を募集し、入居者を確定すべきである。

【措置の内容】

古市小集落地区改良事業による改良住宅は、事業の協力者から優先に入居者を決定するため、現在も地元自治会と協議して早期に入居者を決定すべく検討中である。

2. 増改築等について

- ① 工事完了届には実施後の写真を添付すべきである（住宅課）

【意見の要旨】

平成19年度に承認された件について、工事終了届に貼付された写真は設置前のものであった。規則上は写真の貼付すべき記載はないものの、事後的に確認できるよう工事後の写真を提出させるべきである。

【措置の内容】

一部実施後の写真の添付漏れがありました。以後は適切に処理を行っています。

3. 維持修繕の適切性について

① エレベータ保守管理委託料等の負担について

(ア) 第1号コミュニティ住宅の設備維持管理業務委託について制限付一般競争入札の資格要件を弾力的にすべきである(住宅課)

【意見の要旨】

「Ⅲ. 公営住宅の建設に関する事務について 4. 意見(2)入札制度について ①制限付一般競争入札の資格要件を弾力的にすべきである」で述べたとおりである。

【措置の内容】

(ア) 監理課では工事にかかる委託(測量・建築設計・コンサル等)は、既に市内本店の枠を越えて指名競争入札を実施しています。設備維持管理業務委託は各課対応のため、今後、制限付一般競争入札の業種拡大を図るための検討を行う必要があります。

(イ) エレベータ保守管理委託先につき再検討すべきである(住宅課)

【意見の要旨】

住宅課では各エレベータのメーカーに対し、竣工以降継続して随意契約を行っている。しかし、メーカーが保守業務を行っているエレベータの事故も報道されているように、メーカーが保守業務を行えば、メーカー以外の業者が行うよりも安全であるという保証はない。従って、現状ではエレベータ保守管理委託については競争原理に基づくことも検討に値すると考えらる。具体的には制限付一般競争入札によるべきである。

【措置の内容】

(イ)のエレベーター保守管理委託先につきましては、エレベーターの保守管理以外に設備監視システムも合わせて24時間体制で管理会社で遠隔監視していることから、入札により管理会社が変わればそのシステムも取替える必要が生じます。このことにより、管理業務に空白期間ができ、入居者の利便や安全の確保に支障をきたすと考えられることから、入居者の安全面を第一に考慮して現時点では委託先の再検討は行いません。

(ウ) 翌年度契約の準備行為を検討すべきである(監理課)

【意見の要旨】

機械設備保守点検委託料のうち1件について、4月分は336千円の随意契約、5月から翌年3月分は3,927千円の指名競争入札を行っているものがあつた。これは、年度開始した4月に入札手続を行うため、いったん随意契約にて業務を継続することが原因である。それゆえ、このような契約方法では、1年間を契約期間とした場合の契約額と比較すると不利になっている可能性が高い。さらに、契約手続を2度行うことは事務作業等が煩雑になり、非効率である。

したがって、本来は、前年度の3月に準備行為として入札を実施し、4月に執行すべきである。

【措置の内容】

本市としましては、前年度の3月に準備行為として入札することに問題点があると認識していることから実施いたしません。

なお、指摘のありました非効率的な部分につきましては、平成19年4月1日から施行している「奈良市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」による長期継続契約とすることで事務作業等の簡素化、効率化を図っております。

② 緊急修繕費用について(住宅課)

【意見の要旨】

ほぼ毎日、技術員は何らかの緊急修繕に出動しており、主な修繕の原因としては、水漏れ及び停電等が多い。また、休日や夜間の出動は平成19年度実績で延べ51日にのぼり、職員の負担になっている。

これは、団地別の費用及び原因を把握していないため、実際に支障が起きてから対応していることが出動件数を増加させている要因の一つと考えられる。本来は、団地別コストを分析し、計画的に予防的修繕を行うことに役立てるよう管理を行うべきである。

【措置の内容】

公営住宅等のストックについて、効率的かつ円滑な更新を実現するため、公営住宅等長寿命化計画を策定し、予防保全的な維持管理、長寿命化に資する改善に努めます。

4. 入居者のマナー順守について

① 入居者のマナー順守について適切に指導すべきである(住宅課)

【意見の要旨】

最低限のマナーは順守するよう、住宅課から入居者に対して適切に指導すべきである。

【措置の内容】

入居者個人、自治会組織、管理組合等を通じてマナーを遵守するよう啓発をしています。

(平成21年12月17日揭示済)

奈良市監査委員告示第24号

地方自治法第252条の32第2項の規定に基づき、個別外部監査人の監査事務(奈良市宅地造成事業費特別会計の経営に関する事務の執行について)を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が個別外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

平成21年12月28日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中和田 守
同 北 良 晃
同 山中 益 敏

1 個別外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

武田 宗久
大阪府河内長野市美加の台6丁目22番14号
酒井 清
兵庫県川西市美山台1丁目1番44号
小林 誠
兵庫県明石市西明石町3丁目15番5号
谷澤 実佐子
兵庫県神戸市中央区加納町2丁目3番7号 ドミール北野407
杉山 恵美
大阪府茨木市新和町20番25号 アメージング・グレース302号室
浅沼 由希子
兵庫県宝塚市小林1丁目15番19号

- 2 個別外部監査人の監査の事務を補助できる期間
平成21年12月28日から平成22年3月31日まで
(平成21年12月28日揭示済)

奈良市監査委員告示第25号

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成21年12月28日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中和田 守
同 北 良 晃
同 山中 益 敏
奈 監 第 133 号
平成21年12月28日

奈良市長 仲川 元 庸 様
奈良市議会議長 山本 清 様

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中和田 守
同 北 良 晃
同 山中 益 敏

出資団体の監査結果について

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

- 1 監査対象
財団法人奈良市駐車場公社
- 2 監査期間
平成21年10月7日～同年12月25日
- 3 監査方法
平成20年度の出納その他の事務について、決算報告書等あらかじめ求めた資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合を行う等の方法で実施した。
- 4 監査結果
事務及び事業は適正に執行されており、その出納に係る事務処理はおおむね適正に処理されていた。
また提出された財務諸表の計数も諸帳簿と符合し、収入状況及び財政状態を適正に表示しているものと認めら

れた。

しかし、物品（取得価格が30万円未満のもの）を取得しているにもかかわらず、平成17年度以降は消耗什器備品台帳に記載されていなかった。

財団法人奈良市駐車場公社会計処理規程第21条では「消耗什器備品台帳を設け、適正に管理し、毎事業年度末に現物照合を実施する。」と規定されているため、消耗什器備品台帳と現物との整合性をとり、適正な物品の管理に努められたい。

なお、措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

5 意見

財団法人奈良市駐車場公社は、平成元年に建設した「ならまちセンター駐車場」の管理運営事業を実施している。当時は立体式駐車場（収容台数374台）であったが、平成19年度に平面屋外駐車場（収容台数132台）へ改装され、収容台数は減少したものの利用台数及び駐車場収入ともに増加した。平成19年度の改装に伴い、市中金融機関との間で、平成20年度から平成44年度までの25年間に亘る借入金の返済計画を立て、平成20年度分の元金の返済が行われた。

しかしながら、公社においては、本市からの利子補給金及び人件費の補助を受けながら営業活動をしているという危機感を持つとともに、建設関連に伴う約9億9千万円もの借入残額があり、本市の将来負担に大きく影響を及ぼしているため、返済計画どおり返済できるよう駐車場収入の増加に取り組まれるなど、より一層の経営努力を要望する。

別表

区 分	18年度	19年度※	20年度
利用台数(台)	62,830	31,131	65,799
駐車場収入(千円)	39,941	19,651	40,579

※休業及び工事期間

平成19年11月1日から平成20年3月31日まで
(参 考)

平成20年度事業報告書
自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日

事業概要

財団法人奈良市駐車場公社は、ならまちセンター駐車場の供用を行い、市内の道路交通の円滑化を図ると共に都市機能の維持及び増進に寄与するために駐車場の管理運営事業を実施しました。

1. ならまちセンター駐車場の管理運営事業

本年度は立体式駐車場（収容台数374台）から平面屋外駐車場（収容台数132台）へ改装後の1年目の運営事業となりましたが、平成18年度利用台数62,830台以上の65,799台の利用を得、駐車場事業収入も当初予算に対し30%増となりました。

- (1) 供用日 365日(無休)
 (2) 営業時間 午前零時から午後12時まで(24時間営業)
 (3) 時間駐車場利用台数
 年間 65,799台
 平日 34,469台
 土曜日 12,630台
 日祝日 18,700台
 (4) 自動二輪車駐車利用台数 1,326台
 (5) 貸自転車利用台数 144台
 2. 奈良市ならまちセンター地下駐車場の管理運営事業に関すること

- 財団法人ならまち振興財団とのならまちセンター地下駐車場管理委託契約書に基づき地下駐車場(収容能力56台)の管理運営を行い利用者の利便性に寄与しました。
 年間 20,444台
 3. 奈良市転害門前観光駐車場の管理運営事業に関すること
 奈良市転害門前観光駐車場(収容能力33台)の管理に関する年度協定書に基づき観光駐車場の管理運営を行い利用者の利便性に寄与しました。
 年間 5,883台

貸借対照表

平成21年3月31日現在

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	319,114	77,307	241,807
釣銭準備金	343,000	230,000	113,000
普通預金	16,249,254	6,674,554	9,574,700
未収金	40,000	482,333	△442,333
流動資産合計	16,951,368	7,464,194	9,487,174
2 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	20,000,000	20,000,000	0
基本財産合計	20,000,000	20,000,000	0
(2) その他固定資産			
駐車場建物等	329,720	58,200,178	△57,870,458
事務所建物等	4,904,011	5,400,893	△496,882
事務所備品等	84,293	106,148	△21,855
車両運搬具	38,948	51,930	△12,982
整備工事建築物等	45,501,476	0	45,501,476
その他固定資産合計	50,858,448	63,759,149	△12,900,701
固定資産合計	70,858,448	83,759,149	△12,900,701
資産合計	87,809,816	91,223,343	△3,413,527
II 負債の部			
1 流動負債			
預り金	498,725	351,349	147,376
未払金	2,680,898	894,690	1,786,208
短期借入金	993,254,000	1,023,254,000	△30,000,000
流動負債合計	996,433,623	1,024,500,039	△28,066,416
2 固定負債			
リース未払金	18,484,200	19,500,000	△1,015,800
固定負債合計	18,484,200	19,500,000	△1,015,800
負債の部合計	1,014,917,823	1,044,000,039	△29,082,216
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
寄付金	20,000,000	20,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	20,000,000	20,000,000	0
2 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	△947,108,007	△972,776,696	25,668,689
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
正味財産合計	△927,108,007	△952,776,696	25,668,689
負債及び正味財産合計	87,809,816	91,223,343	△3,413,527

正味財産増減計算書
平成20年4月1日から平成21年3月31日

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			
基本財産受取利息	90,000	100,546	△10,546
② 事業収益			
駐車場事業収益	40,578,900	19,650,700	20,928,200
③ 受取補助金等			
受取市補助金	45,415,204	39,707,023	5,708,181
駐車場管理受託等事業収益	7,512,200	8,647,810	△1,135,810
④ 雑収益			
雑収益	5,546,711	16,327	5,530,384
経常収益計	99,142,815	68,122,406	31,020,409
(2) 経常費用			
① 事業費			
給料手当	43,472	6,100,489	△6,057,017
臨時雇賃金	3,677,443	3,379,500	297,943
福利厚生費	74,092	1,013,341	△939,249
通信運搬費	98,653	57,076	41,577
駐車場建物等減価償却費	13,931,982	6,920,839	7,011,143
駐車場備品等減価償却費	0	4,610	△4,610
消耗什器備品費	25,000	0	25,000
消耗品費	335,115	141,536	193,579
修繕費	9,450	29,650	△20,200
印刷製本費	437,850	173,250	264,600
燃料費	15,980	14,364	1,616
光熱水料費	655,702	773,768	△118,066
保険料	309,100	1,377,940	△1,068,840
手数料	8,506	8,306	200
支払負担費	0	6,840	△6,840
補償費	0	21,105	△21,105
委託費	1,693,920	13,161,123	△11,467,203
② 管理費			
給料手当	13,961,941	14,854,312	△892,371
福利厚生費	2,175,584	2,454,584	△279,000
会議費	0	1,650	△1,650
旅費交通費	6,600	12,500	△5,900
通信運搬費	113,807	99,465	14,342
事務所建物等減価償却費	496,882	554,381	△57,499
事務所備品等減価償却費	21,855	22,298	△443
車両運搬具減価償却	12,982	12,982	0
消耗什器備品費	43,992	0	43,992
消耗品費	239,939	148,753	91,186
修繕費	77,630	0	77,630
印刷製本費	0	0	0
燃料費	9,101	25,179	△16,078
光熱水料費	238,746	267,516	△28,770
賃借料	97,776	104,976	△7,200
保険料	119,810	127,860	△8,050

手数料	23,690	30,433	△6,743
広告料費	15,750	10,500	5,250
租税公課	2,092,800	1,078,400	1,014,400
支払負担金	37,680	110,520	△72,840
支払利息	30,271,496	19,708,469	10,563,027
委託費	2,095,800	367,500	1,728,300
雑費	4,000	0	4,000
経常費用計	73,474,126	73,176,015	298,111
当期経常増減額	25,668,689	△5,053,609	30,722,298
2 経常外増減の部			
(1) 経常外費用			
① 事業費			
固定資産除却損	0	130,659,692	△130,659,692
解体工事費	0	58,902,320	△58,902,320
経常外費用計	0	189,562,012	△189,562,012
当期経常外増減額	0	△189,562,012	189,562,012
当期一般正味財産増減額	25,668,689	△194,615,621	220,284,310
一般正味財産期首残高	△972,776,696	△778,161,075	△194,615,621
一般正味財産期末残高	△947,108,007	△972,776,696	25,668,689
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	20,000,000	20,000,000	0
指定正味財産期末残高	20,000,000	20,000,000	0
III 正味財産期末残高	△927,108,007	△952,776,696	25,668,689

財 産 目 録

平成21年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現金			
現金手許保有高	85,714		
駐車場事業収入(平成21年3月30日、31日)	233,400		
釣銭準備金			
ならまちセンター駐車場釣銭準備金	203,000		
奈良市転害門前観光駐車場釣銭準備金	60,000		
ならまちセンター地下駐車場釣銭準備金	80,000		
普通預金			
南都銀行 本店	15,258,508		
〃 〃 (職員預り金口座)	990,729		
南都銀行 奈良市役所出張所	17		
未収金			
基本財産受取利息 奈良市役所出張所	40,000		
流動資産合計		16,951,368	
2 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金 南都銀行 奈良市役所出張所	10,000,000		
定期預金 奈良県農業協同組合 奈良市柏木支店	10,000,000		
基本財産合計	20,000,000		
(2) その他固定資産			

駐車場建物等	45,831,196		
事務所建物等	4,904,011		
事務所備品等 耐火金庫、応接セット他	84,293		
車両運搬具 公用車	38,948		
その他固定資産合計	50,858,448		
固定資産合計		70,858,448	
資産合計			87,809,816
II 負債の部			
1 流動負債			
預り金			
源泉徴収税、社会保険料被保険者負担分他	221,184		
補助金収入精算分(奈良市)	277,541		
未払金 3月分駐車場業務委託費他	2,680,898		
短期借入金 南都銀行 本店	993,254,000		
流動負債合計		996,433,623	
2 固定負債			
リース未払金	18,484,200		
固定負債合計		18,484,200	
負債合計			1,014,917,823
正味財産			△927,108,007

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の原価償却の方法

駐車場建物等一定率法によっている。

事務所建物等一定率法によっている。

駐車場備品等一定率法によっている。

事務所備品等一定率法によっている。

車両運搬具 一定率法によっている。

(2) リース取引の処理方法

デジタル複合機(コピー機)は、賃貸借処理によっている。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 会計方針の変更

平成18年度から新会計基準を適用している。

3. 基本財産の増減額及びその残高

基本財産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産 定期預金	20,000,000	0	0	20,000,000
合計	20,000,000	0	0	20,000,000

4. 基本財産の財源等の内訳

基本財産の財源額等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産 定期預金	20,000,000	(20,000,000)	(0)	—
合計	20,000,000	(20,000,000)	(0)	—

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位：円)

科 目	取 得 価 格	減価償却累計額	当 期 末 残 高
駐 車 場 建 物 等	4,831,255	4,501,535	329,720
整 備 工 事 建 築 物 等	59,387,851	13,886,375	45,501,476
事 務 所 建 物 等	18,773,270	13,869,259	4,904,011
駐 車 場 備 品 等	0	0	0
事 務 所 備 品 等	2,124,137	2,039,844	84,293
車 両 運 搬 具	1,298,230	1,259,282	38,948

収 支 計 算 書

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

単位：円

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
① 基本財産運用収入				
基本財産利息収入	40,000	90,000	△50,000	
② 事業収入				
駐車場事業収入	31,008,000	40,578,900	△9,570,900	
③ 補助金等収入				
市補助金収入	50,728,000	45,415,000	5,312,796	
駐車場管理受託等事業収入	7,512,000	7,512,000	0	
④ 雑収入				
雑収入	1,000	5,546,711	△5,545,711	
事業活動収入計	89,289,000	99,142,815	△9,853,815	
2. 事業活動支出				
① 事業費支出				
給料手当支出	6,277,000	43,472	6,233,528	
臨時雇賃金支出	3,997,000	3,677,443	319,557	
福利厚生費支出	1,052,000	74,092	977,908	
通信運搬費支出	114,000	98,653	15,347	
消耗什器備品費支出	50,000	25,000	25,000	
消耗品費支出	402,000	335,115	66,885	
修繕費支出	10,000	9,450	550	
印刷製本費支出	444,000	437,850	6,150	
燃料費支出	16,000	15,980	20	
光熱水料費支出	832,000	655,702	176,298	
保険料支出	436,000	309,100	126,900	
手数料支出	12,000	8,506	3,494	
負担金支出	8,000	0	8,000	
補償費支出	100,000	0	100,000	
委託費支出	2,016,000	1,693,920	322,080	
② 管理費支出				
給料手当支出	14,749,000	13,961,941	787,059	
福利厚生費支出	2,390,000	2,175,584	214,416	
会議費支出	10,000	0	10,000	
旅費交通費支出	14,000	6,600	7,400	
通信運搬費支出	120,000	113,807	6,193	
消耗什器備品費支出	50,000	43,992	6,008	
消耗品費支出	240,000	239,939	61	
修繕費支出	100,000	77,630	22,370	

印刷製本費支出	4,000	0	4,000
燃料費支出	63,000	9,101	53,899
光熱水料費支出	264,000	238,746	25,254
賃借料支出	199,000	97,776	101,224
保険料支出	143,000	119,810	23,190
手数料支出	57,000	23,690	33,310
広告料支出	100,000	15,750	84,250
租税公課支出	853,000	2,092,800	△1,239,800
負担金支出	52,000	37,680	14,320
支払利息支出	32,626,000	30,271,496	2,354,504
委託費支出	2,135,000	2,095,800	39,200
雑支出	50,000	4,000	46,000
事業活動支出計	69,985,000	59,010,425	10,974,575
事業活動収支差額	19,304,000	40,132,390	△20,828,390
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入	0	0	0
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
① 固定資産取得支出			
整備工事構築物等支出	525,000	525,000	0
投資活動支出計	525,000	525,000	0
投資活動収支差額	△525,000	△525,000	0
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
① 借入金収入			
短期借入金収入	1,024,000,000	993,254,000	30,746,000
財務活動収入計	1,024,000,000	993,254,000	30,746,000
2. 財務活動支出			
① 借入金返済支出			
短期借入金返済支出	1,020,582,000	1,023,254,000	△2,672,000
長期借入金返済支出	23,418,000	0	23,418,000
② その他の支出			
リース未払金支出	0	2,053,800	
財務活動支出計	1,044,000,000	1,025,307,800	18,692,200
財務活動収支差額	△20,000,000	△32,053,800	12,053,800
IV 予備費支出	475,000	0	475,000
当期収支差額	△1,696,000	7,553,590	△9,249,590
前期繰越収支差額	1,696,000	6,218,155	△4,522,155
次期繰越収支差額	0	13,771,745	△13,771,745

収支計算書に対する注記

1. 資金の範囲

資金の範囲には、現金、釣銭準備金、普通預金、未収金、預り金、未払金及び前受金を含めている。なお、前期末及び当期末残高は、下記2に記載するとおりである。

2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳 (単位：円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現 金	77,307	319,114
釣 銭 準 備 金	230,000	343,000
普 通 預 金	6,674,554	16,249,254
未 収 金	482,333	40,000
合 計	7,464,194	16,951,368
預 り 金	351,340	498,725
未 払 金	894,690	2,680,898
合 計	1,246,030	3,179,623
次期繰越収支差額	6,218,164	13,771,745

(平成21年12月28日揭示済)

奈良市監査委員告示第26号

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成21年12月28日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中和田 守
同 北 良 晃
同 山中 益 敏
奈 監 第 134 号
平成21年12月28日

奈良市長 仲川 元 庸 様

奈良市議会議長 山本 清 様

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中和田 守
同 北 良 晃
同 山中 益 敏

出資団体の監査結果について

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

1 監査対象

(参 考)

奈良市土地開発公社

2 監査期間

平成21年10月7日～同年12月25日

3 監査方法

平成20年度の出納その他の事務について、決算報告書等あらかじめ求めた資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合を行う等の方法で実施した。

4 監査結果

事務及び事業は適正に執行されており、その出納に係る事務処理はおおむね適正に処理されていた。

また提出された財務諸表の計数も諸帳簿と符合し、収入状況及び財政状態を適正に表示しているものと認められた。

5 意見

奈良市が土地開発公社の経営健全化に取り組むため平成18年度に策定した「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」は、平成22年度末で終了する。長期保有は簿価が膨らむことから、同計画に則り早期に、かつ確実に買戻すよう市に対し積極的に働きかけられたい。

また、平成23年度以降についても、引き続き保有土地の早期の買戻し計画を策定するよう市に要望されたい。

平成20年度事業報告書

自 平成20年4月1日

至 平成21年3月31日

事業概要

奈良市土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、奈良市の秩序ある整備と市民の福祉増進に寄与するために市の公有地先行取得計画にのっとり、買収依頼を受けた土地564.18㎡の先行取得事業及び公社所有地3,907.54㎡の土地売却処分を下記のとおり行いました。

記

(1) 先行取得用地

(単位：円)

事業名	面積 (㎡)	契約金額	支払済金額
都市計画街路事業 (1路線)	564.18	707,925,090	517,828,540

(2) 売却処分用地

(単位：円)

事業名	面積 (㎡)	売却金額
佐保川地域ふれあい会館駐車場建設事業	660.29	352,304,196
消防施設建設事業	177.12	250,432,160
人権施設関連事業	1,164.18	158,325,672
ならまち整備事業	162.23	147,152,346
市道改良事業 (1路線)	370.53	140,498,142
公園建設事業 (2箇所)	1,373.19	126,545,901
合計	3,907.54	1,175,258,417

(3) 事業費

(単位：円)

資本的支出	決算額
用地費	229,184,690
補償費	478,740,400
人件費	10,404,350
支払利息	258,259,663
短期借入金償還金	1,174,058,519
その他用地取得経費	234,600
合計	2,150,882,222

(単位：円)

収益的支出	決算額
販売費及び一般管理費	3,403,724
支払利息	295,619,113
合計	299,022,837

貸借対照表
平成21年3月31日現在

(単位：円)

科目	金額
《資産の部》	
1 流動資産	
(1) 現金及び預金	16,725,790
(2) 公有用地	21,422,137,718
流動資産合計	21,438,863,508
資産合計	21,438,863,508
《負債の部》	
2 流動負債	
(1) 未払金	190,096,550
(2) 短期借入金	21,118,215,693
(3) 預り金	41,610
流動負債合計	21,308,353,853
負債合計	21,308,353,853
《資本の部》	
3 資本金	
(1) 基本財産	5,000,000
資本金合計	5,000,000
4 準備金	
(1) 前期繰越準備金	114,280,973
(2) 当期純利益	11,228,682
準備金合計	125,509,655
資本合計	130,509,655
負債資本合計	21,438,863,508

損益計算書
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(単位：円)

科 目	金 額	
1 事業収益		
(1) 公有地取得事業収益	1,175,258,417	
(2) 附帯等事業収益	<u>14,551,689</u>	1,189,810,106
2 事業原価		
(1) 公有地取得事業原価	<u>1,175,258,417</u>	<u>1,175,258,417</u>
事業総利益		14,551,689
3 販売費及び一般管理費	<u>3,403,724</u>	<u>3,403,724</u>
事業利益		11,147,965
4 事業外収益		
(1) 受取利息	80,577	
(2) 補助金等収益	295,619,113	
(3) 雑収益	<u>140</u>	295,699,830
5 事業外費用		
(1) 支払利息	<u>295,619,113</u>	<u>295,619,113</u>
経常利益		<u>11,228,682</u>
当期順利益		<u><u>11,228,682</u></u>

注記事項

- たな卸資産の評価基準及び評価方法
公有用地・・・個別法による原価法により計上しています。
- 収益及び費用の計上基準
発生主義により計上しています。

財 産 目 録

平成21年3月31日現在

(単位：円)

科 目	明 細		合 計	備 考
	事 項	金 額		
1 流動資産				
(1) 預 金			16,725,790	
	普通預金	11,725,790		
	定期預金	5,000,000		
				基本財産
(2) 公有用地			21,422,137,718	
	公有地 317,980.74㎡	21,422,137,718		
資 産 合 計			21,438,863,508	

1 流動負債			21,308,353,853	
(1) 未払金	用地費等	190,096,550		
(2) 短期借入金	金融機関からの借入金	21,118,215,693		
(3) 預り金	源泉所得税	41,610		
負債合計			21,308,353,853	
差引正味財産			130,509,655	

キャッシュ・フロー計算書

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(単位：円)

I 事業活動によるキャッシュ・フロー		
公有地取得事業収入		1,175,258,417
その他事業収入		14,551,689
補助金等収入		295,619,113
その他の業務収入		474,520
公有地取得事業支出		△840,863,453
その他の業務支出		<u>△3,878,104</u>
小計		<u>641,162,182</u>
利息の受取額		80,577
利息の支払額		<u>△295,619,113</u>
事業活動によるキャッシュ・フロー		<u>345,623,646</u>
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資活動によるキャッシュ・フロー		<u>0</u>
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入		819,663,555
短期借入金の返済による支出		<u>△1,174,058,519</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー		<u>△354,394,964</u>
IV 現金及び現金同等物減少額		<u>8,771,318</u>
V 現金及び現金同等物期首残高		<u>20,497,108</u>
VI 現金及び現金同等物期末残高		<u><u>11,725,790</u></u>

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載の科目の金額との関係

現金及び預金勘定	16,725,790
預入期間が3箇月を超える定期預金	<u>△5,000,000</u>
計	11,725,790

(平成21年12月28日揭示済)

奈良市監査委員告示第27号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成21年12月28日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中和田 守
同 北 良 晃
同 山中 益 敏
奈 監 第 135 号
平成21年12月28日

奈良市長 仲川 元 庸 様

奈良市議会議長 山本 清 様

奈良市教育委員会委員長 杉江 雅彦 様

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中和田 守
同 北 良 晃
同 山中 益 敏

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

1 監査対象

市民生活部 市民課 生活環境課 国保年金課

西部出張所 生活総務課 住民課

市民活動部 生涯学習課

人権文化推進室 人権啓発課

人権文化センター(鼓阪みかさ 佐保あすか 古市横井 大安寺 杏辰市)
男女共同参画課

(教育委員会)

教育総務部 教育総務課

学校教育部 学校教育課

中学校 若草 富雄 興東 二名

小学校 都跡 明治 青和 富雄第三

平城西 神功 鼓阪北 左京

幼稚園 都跡 明治 青和 富雄第三

平城西 神功 鼓阪北 左京

(消防局)

総務課

災害対策室 救急課 予防課

2 監査期間

平成21年10月23日～同年12月25日

3 監査方法

平成21年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成21年9月末日現在の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査・照合を行い、必要に応じて関係施設の実査を行う等の方法で実施した。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、次のとおり一部において改善を要する事例及び要望する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

市民生活部

生活環境課

寺山霊苑使用料の滞納者には法に基づく督促はされているが、電話催告するなど収入未済の解消に向け、一層の徴収努力を要望する。

国保年金課

(1) 国民健康保険料(税)の滞納繰越分の収入未済額は、監査時において25億8,702万2,859円と多額である。

国民健康保険特別会計の財政状況は悪化し、赤字となっていることから、財政赤字の解消に向け、また負担の公平を期するためにも、なお一層の徴収努力を要望する。

(2) 雑入(一般被保険者第三者納付金、退職被保険者等第三者納付金、一般被保険者返納金)の滞納債権については、追跡調査を行い、法に基づく対処も検討されたい。

(3) 一般被保険者及び退職被保険者等の返納金において、納入義務者に納入通知書を送付しているにもかかわらず、調定されていない。

歳入を徴収しようとする場合、納入すべき金額等を確認したときは奈良市会計規則第11条に則り、調定票により調定されたい。

市民活動部

生涯学習課

平成21年度公民館分館の指定管理(全28分館)について、公民館分館の管理に関する基本協定書第15条に定める平成21年度の管理業務に係る事業計画書及び収支予算書が28件すべてなかった。同条に基づき、協定先から管理業務に係る事業計画書及び収支予算書を求められたい。

人権啓発課

(1) 民生費雑入において、人権啓発センター2階を使用する奈良市人権教育研究会からの光熱水費負担分が、監査時において調定されていない。電気・ガス等の事業者からの請求に基づき、面積按分して負担割合を決めるものであるが、光熱水費の実費金額は毎月確認可能であるので、適時、請求金額を確認し、奈良市会計規則第11条に則り、調定し納入の通知をされたい。

(2) 人権文化センターの備品保管票を基に備品管理の状態を確認したところ、購入から相当期間が経過しているもののうち、使用不能等で物品

返納手続きが必要であるものが見受けられた。
すべての人権文化センターに対し、奈良市会計規則第52条に則って適切に備品管理を行うよう指導されたい。

男女共同参画課

男女共同参画社会に関する市民意識調査業務委託契約の事務処理について、支出負担行為日が契約締結日以後の日付でなされていた。

奈良市会計規則第24条の規定に則り、支出負担行為の時期を把握し、適切に処理されたい。

(教育委員会)

教育総務部

教育総務課

(1) 教育使用料(一条高等学校授業料、幼稚園入園料及び保育料)の滞納繰越分の収入未済の解消については、文書催告や電話での納入指導等による徴収努力が行われているところであるが、今後とも収入未済の解消に向け、一層の徴収努力をされるとともに、長期化したものについては法に基づく対処も検討されたい。

(2) 小学校の校地内法面等草刈作業委託(20万円以上50万円未満)において、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号により随意契約されていたが、施行起案は作成されていなかった。

歳出予算の執行は支出負担行為のみでできるが、事務事業の方針や執行時期又は方法等については、施行起案を作成し決定されたい。

(3) 学校・園の備品保管票を基に備品管理の状態を確認したところ、購入から相当期間が経過しているもののうち、使用不能等で物品返納手続きが必要であるものが見受けられた。

学校・園に対し、奈良市会計規則第52条に則って適切に備品管理を行うよう指導されたい。

(消防局)

総務課

(1) 物品分任出納員が特定されておらず、物品購入において支出負担行為何書(物品)の現品受領印がそれぞれ異なる者により押印されていた。

物品分任出納員は、課長の委任を受け物品の出納や保管の事務を行うものであるため、奈良市会計規則第6条第1項第3号の規定に従い特定の者を指名されたい。

(2) 奈良市防災センター発電設備保守点検業務委託及び奈良市防災センター空調用冷暖房設備点検業務委託において、設置業者であるという理由で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約されていた。

契約方法を検討されたい。

(平成21年12月28日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第49号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成21年12月24日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	指定日
森研工業株式会社	代表取締役 森 壽幸	大阪府大阪市東淀川区東中島一丁目18番31号	平成21年 12月15日

(平成21年12月24日揭示済)

奈良市水道局告示第50号

平成22年度奈良市水道局建設工事等入札参加資格審査申請要領を次のように定めます。

平成21年12月28日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

平成22年度奈良市水道局建設工事等入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第2項の規定により、平成22・23年度において、奈良市水道局が発注する建設工事、測量および建設コンサルタント等の競争入札に参加する者に必要な資格および申請方法を定めたので、競争入札に参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書を提出してください。

市内業者(市内に建設業法等に基づく本店を有する者)および準市内業者(市内に建設業法等に基づく支店等を有する者)については、今回は基準年受付となり、平成22年度・平成23年度の2年間の有効期間となります。なお、市外業者(市内に建設業法等に基づく本店および支店等を有しない者)については、追加年受付となり、平成22年度のみ有効期間となります。対象は、新規に申請される方および平成21年2月に申請されなかった方です。

1 入札参加者の資格

(1) 成年被後見人および被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 平成20・21年度分の市県民税(法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成21年度分が確定していない場合は、平成19・20年度分)および固定資産税に係る滞納がないこと。

(3) 平成20・21年度分の国民健康保険料の滞納がないこと。

(4) 平成21年度分(4月～9月分)の水道料金及び下水

道使用料の未納がないこと。

2 受付期間

平成22年2月15日(月)から同月26日(金)まで
(日曜日・土曜日を除く)

※送付分については、平成22年2月1日(月)から受付します。

3 受付時間

午前9時30分～正午、午後1時～午後4時

4 受付場所

奈良市役所庁舎北棟4階 第18会議室
<問い合わせ先>奈良市水道局業務部経理課
電話番号 0742-34-5200(代表)

5 申請方法

送付又は持参受付としますが、準市内業者および市外業者は可能な限り送付申請してください。(送付受付は2月26日までの消印・受付有効とします。後日、入札参加資格審査申請書の受領書を送付しますので、連絡先・担当者名を明記し、80円切手貼付の返信用封筒を同封してください。)

なお、市内業者は持参受付に限ります。

6 送付先

〒630-8001
奈良市法華寺町264番地1
奈良市水道局 業務部経理課 入札係

7 登録有効期間

- (1) 市内業者・準市内業者 2年間(平成22・23年度)
- (2) 市外業者 1年間(平成22年度)

8 有資格者の決定

資格審査の結果、その内容が適正であると認めたものを有資格者と決定します。

9 その他留意事項

- (1) 申請書の添付書類が不足している場合および記載内容が確認できない場合には受付しません。十分精査のうえ、期日までに提出してください。
- (2) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日判明したときは、入札参加資格を取り消す場合があります。
- (3) 新規に申請された方は、原則として1年間は入札参加を留保いたします。
- (4) 関係書類提出後において、該当書類に変更が生じた場合はその都度、業務部経理課に変更届を提出してください。
- (5) 提出書類はひもとじ又はファイルとじにして提出してください。(各項目ごとにインデックスを貼付)
- (6) 提出書類以外に必要なに応じて審査に必要な書類を提出していただく場合があります。

10 提出書類

次の各業者区分に応じ、必要な書類を提出してください。

(1) 建設業者

建設業法第3条第1項に規定する建設業者で、かつ

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(平成20年10月1日から平成21年9月30日の間に審査基準日を有するもの)を受けている者

<市内業者>(市内に建設業法に基づく本店を有する者)

- ① 建設工事入札参加資格審査申請書(奈良市水道局の様式)
 - ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)(平成20年10月1日から平成21年9月30日の間に審査基準日を有するもの)
 - ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿および工事経歴書(写し)
 - ④ 建設業許可通知書(写し)
 - ⑤ 印鑑証明書(原本)(法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの)
 - ⑥ 商業登記履歴事項全部証明書(写し)(法人のみ)
 - ⑦ 納税証明書(写し)
 - ・法人 平成20・21年度分の法人市民税(ただし、入札参加資格審査申請時において平成21年度分が確定していない場合は、平成19・20年度分)および固定資産税に係るもの
 - ・個人 平成20・21年度分の市県民税および固定資産税に係るもの
 - ⑧ 国民健康保険納付証明書(写し)(個人業者のみで平成20・21年度分に係るもの)
 - ⑨ 水道料金・下水道使用料納付証明書(写し)(該当者のみで平成21年4月～9月分に係るもの)
 - ⑩ 障害者雇用状況報告書(写し)(法律により提出が義務づけられているとき)
 - ⑪ 労働保険料納付済証明書(写し)(直近のもの)又は誓約書
- ※ 官公需適格組合(事業協同組合の場合)については、上記のほか、官公需適格組合の証明を受けていることを明らかにする書面、組合員名簿(組合員の商号又は名称、住所、電話番号および組合における役職名が記載されているもの)および審査対象とする組合員の②に掲げる書面を提出してください。

<準市内業者>(市内に建設業法に基づく支店等を有する者)

- ① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(国土交通省(地方整備局等)様式)
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)(平成20年10月1日から平成21年9月30日の間に審査基準日を有するもの)
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿(写し)
- ④ 工事経歴書
- ⑤ 営業所一覧表
- ⑥ 建設業許可通知書および建設業許可申請書別表(写し)(役員名・営業所・当該支店等又は営業所の有する許可業種を明らかにする部分)

- ⑦ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る）
- ⑧ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの）
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
- ⑩ 納税証明書（写し）
 - ・法人 平成20・21年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成21年度分が確定していない場合は、平成19・20年度分）および固定資産税に係るもの
 - ・個人 平成20・21年度分の市県民税および固定資産税に係るもの
- ⑪ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（該当者のみで平成21年4月～9月分に係るもの）
- ⑫ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務づけられているとき）
- ⑬ 労働保険料納付済証明書（写し）（直近のもの）又は誓約書

<市外業者>（市内に建設業法に基づく本店および支店等を有しない者）

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（国土交通省（地方整備局等）様式）
 - ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（平成20年10月1日から平成21年9月30日の間に審査基準日を有するもの）
 - ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）
 - ④ 工事経歴書
 - ⑤ 営業所一覧表
 - ⑥ 建設業許可通知書および建設業許可申請書別表（写し）（役員名・営業所・当該支店又は営業所の有する許可業種を明らかにする部分）
 - ⑦ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る）
 - ⑧ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの）
 - ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
 - ⑩ 法人税（個人業者の場合は所得税）に係る納税証明書（写し）（e-tax電子納税証明書 可 F D又はC Dで提出）
 - ・法人 （その3）又は（その3の3）様式
 - ・個人 （その3）又は（その3の2）様式
- ※ 税務署での納税証明申請手続きについては、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）で確認してください。

(2) 測量・建設コンサルタント等

- 1 建設コンサルタント業者（建設コンサルタント登録規程による登録業者）
- 2 測量業者（測量法による登録業者）
- 3 建築設計業者（建築士法による登録業者）

- 4 地質調査業者（地質調査業者登録規程による登録業者）
- 5 補償コンサルタント業者（補償コンサルタント登録規程による登録業者）
- 6 その他（1～5以外で調査業務等について営業する者）

<市内業者・準市内業者・市外業者共通>

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（国土交通省（地方整備局等）様式）
 - ② 業態調査（業態調査に記載のない業務については、余白に記入してください。）
 - ③ 技術職員名簿
 - ④ 営業に関し法律上必要とする登録の証明書（写し）
 - ⑤ 財務諸表（直近1年度分）

なお、建設コンサルタント業者、地質調査業者および補償コンサルタント業者にあつては、現況報告書を必ず提出すること。
 - ⑥ 営業所一覧表
 - ⑦ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る）
 - ⑧ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの）
 - ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
 - ⑩ 納税証明書（写し）
 - ・市内業者および準市内業者
 - 法人 平成20・21年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成21年度分が確定していない場合は、平成19・20年度分）および固定資産税に係るもの
 - ・市外業者
 - 法人税（個人業者の場合は所得税）に係る納税証明書（写し）（e-tax電子納税証明書 可 F D又はC Dで提出）
 - 法人 （その3）又は（その3の3）様式
 - 個人 （その3）又は（その3の2）様式
 - ⑪ 国民健康保険納付証明書（写し）（市内個人業者のみで平成20・21年度分に係るもの）
 - ⑫ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（該当者のみで平成21年4月～9月分に係るもの）（市内および準市内業者のみ）
 - ⑬ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務づけられているとき）（市内および準市内業者のみ）
 - ⑭ 労働保険料納付済証明書（写し）（直近のもの）又は誓約書（市内および準市内業者のみ）
- ※ 税務署での納税証明申請手続きについては、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）で確認してください。

様式省略

（平成21年12月28日揭示済）

奈良市水道局告示第51号

平成22年度奈良市水道局物品購入等指名競争入札参加資格審査申請要領を次のように定めます。

平成21年12月28日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

平成22年度奈良市水道局物品購入等指名競争入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定により、平成22年度において、奈良市水道局が発注する物品の製造の請負、物件の買入れその他奈良市水道事業管理者が定める契約等の指名競争入札に参加する者に必要な資格および申請方法を定めたので、指名競争入札に参加しようとする方は、以下の要領により指名競争入札参加資格審査申請書（物品購入等）を提出してください。

なお、今回は追加年受付となり、対象は新規に申請される方および平成21年2月に申請されなかった方です。

- 1 指名競争入札（見積り）に参加する者に必要な資格
 - (1) 成年被後見人および被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
 - (2) 平成20・21年度分の市県民税（法人市民税）にあっては、入札参加資格審査申請時において平成21年度分が確定していない場合は、平成19・20年度分）および固定資産税に係る滞納がないこと。
 - (3) 平成20・21年度分の国民健康保険料の滞納がないこと。（市内個人業者）
 - (4) 法令等の規定により営業に関し免許、許可、登録、認可等を要する場合は、申請時において当該免許、許可、登録、認可等を受けていること。
 - (5) 申請者から提出された別表第1に掲げる提出書類の審査により、その内容が適正と認められること。
- 2 受付期間および時間
 - (1) 受付期間
平成22年2月15日（月）から同月26日（金）まで

別表第1

提出書類

番号	書類の名称	法人	個人	記載要領および書類の説明
1	指名競争入札参加資格審査申請書（物品購入等） (様式第1号)	○	○	入札参加希望種目は別表第2の取扱種目一覧表より1種目を選択し記入してください。
2	指名競争入札参加資格審査申請調書 (様式第2号-1) (様式第2号-2)	○	○	
3	契約実績調書・取扱種目 (様式第3号-1) (様式第3号-2)	○	○	過去2年間の官公庁および民間での契約実績について、詳細に記入してください。
4	資格（技術）者等調書 (様式第4号-1) (様式第4号-2)	○	○	営業に関し免許、許可、登録、認可等を要する業者の方は、その免許等の写しを必ず添付してください。

（日曜日・土曜日を除く。）

※送付分については、平成21年2月1日（月）から受付します。

- (2) 受付時間
午前9時30分～正午、午後1時～午後4時
- 3 受付場所および申請方法
 - (1) 受付場所
奈良市役所庁舎北棟4階 第18会議室
<問い合わせ先>奈良市水道局業務部経理課
電話番号 0742-34-5200（代表）
 - (2) 申請方法
送付又は持参受付とします。（市内業者の方は持参受付のみになります。また、市外業者および準市内業者は可能な限り送付申請してください。）（送付受付は2月1日から2月26日までの消印・受付有効とします。後日、指名競争入札参加資格審査申請書の受領書を送付しますので、連絡先・担当者名を明記し、80円切手貼付の返信用封筒を同封してください。）
- 4 送付先
〒630-8001 奈良市法華寺町264番地1
奈良市水道局業務部経理課入札係
- 5 登録有効期間
1年間（平成22年4月1日～平成23年3月31日）
- 6 その他留意事項
 - (1) 新規に申請された方は、原則として1年間は入札指名を留保します。
 - (2) 入札参加資格審査申請書一式は、奈良市水道局ホームページに掲載します。また、ホームページをご覧になれない方については、業務部経理課窓口にあります（平成22年1月4日以降）が、送付でのお取り寄せはできません。
 - (3) 提出書類はひもとじ又はファイルとじにして提出してください。（各項目ごとにインデックスを貼付）
 - (4) 継続の登録において会社名が変更（合併等）の場合は、旧名称を記載してください。

	例－警備業法による認定・営業所設置届出・業務開始の届出、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事業の登録・院内清掃認定書等、消防設備士免状甲乙・点検資格者免状、電気工事士免状、毒物劇物一般販売登録票等の写しを必ず添付してください。			
5	使用印鑑届 (様式第5号)	○	○	奈良市水道局との契約に際し、使用する印鑑を押印してください。
6	委任状 (様式第6号)	△		権限を代理人（支店長・営業所長等）に委任する場合 (注) 委任事項を限定するときは委任事項の内容で委任しない事項を抹消し、訂正印を押してください。また、追加事項があれば加えてください。
7	指名競争入札参加資格審査申請書受領書 (様式第7号)	○	○	住所・商号又は名称・代表者氏名を記入してください。
8	印鑑証明書（原本）	○	○	法人・・・法務局 個人・・・市町村
9	商業登記履歴事項全部証明書（写し可）	○		法務局が証明するもの
10	納税証明書（写し可） * 市内業者（本市に納税義務を有する者又は市外業者で市内に支店・営業所を有するものを含む） ・市県民税（法人市民税）（最近2箇年分） ・固定資産税（最近2箇年分） * 市外業者（国税） 個人・・・所得税 (その3又はその3の2) 法人・・・法人税 (その3又はその3の3)	○	○	個人・法人 平成20・21年度分の市県民税（法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成21年度分が確定していない場合は、平成19・20年度分）および固定資産税（市民税課で証明） (税務署で証明) e-tax電子納税証明書 可 (FD又はCDで提出)
	納付証明書（写し可） * 本市の国民健康保険料を賦課された者 ・国民健康保険料（最近2箇年分）		○	個人 平成20・21年度分の国民健康保険料（平成21年度分は、証明願申請日までに納期限の到来しているもの）（国保年金課で証明）
(注) ・○印は、各業者の方が必ず提出するもの。 ・△印は、必要な業者の方のみが提出するもの。 ・番号9・10の書類については、複写を認めます。				

留意事項

- 申請書等の記載内容を確認できない場合、又は提出書類が不足している場合には受付できません。
- この登録制度について、審査後は業者名簿に登録されますが、直ちに発注があるという制度ではありません。なお、新規に登録された方は、当初1年間入札指名を留保いたします。
- 提出書類の内容と事実が相違していることが後日に判明したときは、入札参加資格を取り消すことがあります。
- 各証明書および謄本は、発行日から3箇月以内のものを提出してください。
- 使用印鑑届は、実印でなくてもよいが、入札および見積りの参加並びに契約の締結、代金の請求・受領等に使用

用することとなるので十分留意してください。

- 書類を訂正する場合がありますので、できれば実印又は使用印鑑を持参してください。
- 納税証明書の申請には、印鑑（法人の場合には法人印）、納税義務者以外の者が申請をする場合には、納税義務者からの委任状が必要です。なお、納付証明書（市内個人業者のみ）の申請についても同様の手続が必要です。
- 提出していただいた指名競争入札参加資格審査申請書類は、奈良市情報公開条例に基づき、開示請求があった場合は、開示の対象となります。

別表第2及び様式第1号から様式第8号まで省略

(平成21年12月28日揭示済)